1970年5月15日第3種郵便物認可　2007年3月1日発行　別冊・救援

逮捕される前に読んどく本……………………★

◆発行――――救援連絡センター

逮捕される前に読んどく本……………………★

◆発行――――――救援連絡センター

はじめに

二〇〇一年四月に第七改訂版を発行してから、早六年が経過しました。この六年間で、日本のみならず全世界は、文字通り激動の時代を迎えたと言っても過言ではないと思います。

第七改訂版が発行された年の九月十一日、アメリカ合衆国の世界貿易センタービルや国防総省本庁舎などに対して、旅客機を使った攻撃が仕掛けられました。世界貿易センターのツインタワーが倒壊する様子は全世界に報じられ、多くの人々に衝撃を与えました。

世界の富の偏在を象徴するかのようなこの建物の倒壊以降、アメリカ合衆国を中心として、有無を言わさず、国際的に「テロ対策」網が張り巡らされていきます。アメリカ合衆国に忠実な日本の権力者たちは、こうした動きに追随しあるいはこれを奇貨として、「テロ対策」の名の下であれば何でもできるような体制を作り上げてきたのです。

一方で、この間「日本の治安が悪化している」という言説が、盛んに喧伝されてきました。厳密に検証してみると、治安が悪化しているという事実はありません。しかし権力者たちは、民衆の、社会に対する不安感を上手く利用して、「体感治安」なる概念までも作り出し、警察の権限を無制約に増大させています。

例えば、現在、大都市では職務質問が無差別に頻繁に行われ、抗弁すると逮捕されるというさながら戒厳令下のような状況が生まれています。これはある意味、日常生活の末端にまで権力の監視の目を浸透させ、それに抵

抗する人間がどうなるかを民衆に訓育しているとも言えるのではないでしょうか。現在は任意であるはずの職務質問ですが、これに強制力を持たせることも画策されています。

このような状況下、共謀罪やテロ対策基本法を始めとした治安弾圧体制の強化が狙われています。弾圧は、その裾野も拡大し、反戦ビラを撒いただけで令状逮捕され、しかも起訴されるなど、従来では考えられなかったような段階に達しています。しかも、「司法改革」の名の下で裁判が迅速化され、争おうとしてもそれを許さない状況が作り出されつつあります。

この時代、万人が逮捕や裁判と無縁ではないことを胸に刻んで、この小冊子を活用して頂けたら幸いです。

（二〇〇七年二月）

◉目次◉◉

表紙・イラスト 関李華
装幀 佐藤俊男

第一部

弾圧との闘い

一、日常的な場で

弾圧は必ずしも逮捕されてから始まるわけではありません。近年、主要道路へのNシステム設置や繁華街への監視カメラ設置など「全ての人の一挙手一投足を監視する」といった状態が作られつつあります。こうした日常的な弾圧と闘うことなしには、私たちの人権を守ることはできません。

権力との緊張関係がある人で、身の回りで少しでも不審な動きがあった場合は注意しましょう。部分を見れば些細なことでも、それが全体としてどんな意味を持つのかを分析する必要があります。警察は膨大な基礎調査の上で弾圧を仕掛けてくるのです。

また、「自分は何もしていないから関係ない」という人もいるかも知れません。しかし、盗聴や組織的な犯罪の取り締まりが合法化され、共謀罪が新設されようとしている現在、いつ自分に弾圧の火の粉が降りかかるか分からないのも現実です。「ひとりの人権はみんなの人権」という言葉を胸に刻んで、冷静に対処しましょう。

さて、警察は「犯罪」を予防するために、日常的に職務質問、検問、所持品検査、尾行、張り込み、写真撮影、カメラでの監視、盗聴などを行っています。また、地域を回って「巡回連絡カード」記入への協力を求めることもあります。このカードには個人情報から勤め先や自動車のナンバーまで書く欄があり、どんな人間が住んでいるか掌握することができるのです。さらに、全国で制定されている生活安全条例の下で、自治体と地域住民と警察が結びついて、地域から「不審者」を洗い出し、排除していくというやり方も常態化しています。

警察の弾圧と向き合う場合には、一人ひとりの意識が問われてきます。その上で、知恵を出し合い、弾圧に対する予防策あるいは積極的な反撃の方法を考えていかなければなりません。この項目では、逮捕そのものではなく、日常的な警察の調査活動などにどう対処したらいいかを考えていきます。

1　職務質問に関するそもそもの話

道を歩いているだけなのに、警察官に呼び止められ、氏名や住所・行き先などを尋ねられ、場合によっては所持品検査をされることがあります。これが職務質問です。警察側の宣伝によれば、職務質問によって「犯人」を検挙する率が非常に高くなっているという理由で、都市部ではかなり頻繁に行

われています。特に最近では、「テロ対策」などの口実も加わって、やりたい放題です。

警察が行う捜査には、強制捜査と任意捜査の二種類があります。強制捜査とは、その人に手をかけ、逮捕して留置場に勾留し取り調べを行うといった、物理的な有形力を行使して行う捜査のことです。強制捜査は、個人の法益を侵害する行為なので、刑事訴訟法では任意捜査を原則とし、強制捜査には厳格な令状主義を採用しています。個人の自由を奪うからには、必ず裁判所から令状を発布されるという形で許可を得ないといけないというわけです。これに対して任意捜査では、令状は必要ありませんが、警察はあくまで「協力をお願いする」ことしかできません。職務質問は任意捜査のひとつなので、警察官に呼び止められても、「住所・氏名など」を答える義務は全くありません。ただし、任意捜査における有形力の行使については、判例によっては、必要性、緊急性があり、相当と認められる限度に基づいて一定認めているものもあります。まずは、職務質問に関係する法律を紹介します。職務質問をされたら、これらの条文を警察官に言い返すというのも一つの手です。

日本国憲法第三十三条【逮捕の要件】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十五条【住居の不可侵】

①何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

②捜索又は押収は、権限を有する司法官権が発する各別の令状により、これを行ふ。

刑事訴訟法第百九十七条【捜査に必要な取調】

①捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

第百九十八条【被疑者の出頭要求・取調】

①検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

犯罪捜査規範第九十九条【任意捜査の原則】

捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければなら

ない。

第百条【承諾を求める際の注意】

任意捜査を行うに当り相手方の承諾を求めるについては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

一　承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。

二　任意性を疑われることのないように、必要な配慮をすること。

次に、職務質問について定めた、警察官職務執行法第二条を紹介します。

警察官職務執行法第二条【質問】

①警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

②その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

③前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

一項を見れば分かるように、職務質問に際しては、警察官は、どんな「犯罪」について、どんな「相当な理由」を持って疑っているのかを告げなければなりません。「本人にとって不利」か「交通の妨害」になるのでなければ、同行を求めることもできません。しかも、「求める」ことができるだけで、勝手に連行することはできません。とりわけ三項に「刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身体を拘束され、…連行され、若しくは答弁を強要されることはない」とあるように、「職務質問」では身体を拘束したり、強制的に連行したりすることができないことは明らかです。

ですから、逆にこちらから警察手帳の提示を求め、相手の名前、所属部署、役職、階級などを確認した上で、どんな理由で職務質問をしようとしているのか問い質すこともできます。警察官は、身分証の提示を求められたら、警察官服務規定により必ず警察手帳を提示せねばならず、かつそれは表紙

部分ではなく、警察官の写真が貼ってあるページを見せなければなりません。これは警察官にとっては義務ですが、こちらは任意なので、「お巡りさんが見せたんだから、あなたの名前も教えてよ」といった問いに答えなくていいことは言うまでもありません。

警察手帳規則第五条
　職務の執行に当り、警察官であることを示す必要があるときは、恒久用紙第一葉の表面を提示しなければならない。

　身体拘束ではない以上、救援連絡センターや弁護士などに電話をかけることなどは自由にできます。ところが実際には、ただ呼び止めて色々質問するだけでなく、所持品を調べたり、押収しようとしたり、あるいは警察署や交番に無理矢理連行しようとすることがあります。所持品検査に関しては、職務質問に付随する行為としてなしうることもあるという判例もありますが、一般的な明文規定は存在しません。あくまで任意捜査の一環として、本人の同意・承諾を得て行わなければならないことは言うまでもありません。この場合、承諾は「黙示」でも構わないとされているので、はっきりと口に出して拒否することが重要です。黙っていると「承諾した」と受け取られてしまいます。例えば、大声で抗議し、可能であれば撮影・録音なども追及すればよいでしょう。周りに人垣ができ、多くの人たちが見守る中では、警察官もひどい振る舞いをしにくくなります。

　警察官は、職務質問・所持品検査をすることができるのではなく、ただ頼むことができるだけなのです。ですから、決して逃げようとはせず、毅然として拒否して普通に歩いていく限りは、それ以上は手出しできません。また、巷で職務質問をされている人を見かけたら、ケースによりますが、「酷いことは止めろ」と第三者の立場で言ってあげることが、職務質問を断念させるには有効である場合があります。

2　自動車・自転車の検問にあったら

　自動車を運転していると、停車を命じられ、運転免許証や自動車検査証の提示を求められることがあります。検問には交通検問、警戒検問、緊急配備検問の三種類があります。

　道路交通法第六十一条、六十三条、六十七条に基づいて行われる交通検問では、危険防止のため整備不良車に「停車」を命じ、「自動車検査証」「運転免許証」の提示などを求める

ことができるとされています。最高裁判例では、交通検問が適法であるための要件として、交通違反の多発する地域などの適当な場所で行われること、交通違反の予防・検挙のためであること、相手方の任意の協力を求める形で行われること、短時間の停止であること、自動車の利用者の自由を不当に制約しない方法・態様であることを挙げています。

また、特別警備体制の際には、警戒検問が敷かれます。これは、不特定の一般犯罪を予防検挙することを目的としたもので、不審車両については警察官職務執行法第二条一項の停止行為を準用した形で「停車」を求めることができるとされていますが、通過する車両を無差別に検問しているのが実情です。しかし、通過車両のトランクを無差別に検査することまでは許容されていません。

さらに、特定の犯罪が発生した場合に行う検問として、緊急配備検問があります。

いずれも、はなはだ不当なことですが、現場の警察官の裁量で、いかなる車両を停め、いかなる者に対して、いかなる質問をするかが決められているのが実情です。これに対しては、あくまで任意であるという原則の上で対応するしかありません。ましてやトランクの中を開けさせたり、所持品検査をさせろなどという要求には法的根拠がないので、「令状がなければ応じられない」と言って拒否しましょう。

3　有形力の行使はどこまで適法か

任意捜査である職務質問でも、有形力の行使が適法とされる場合があります。現在、判例で有形力の行使が適法とされた捜査には、次のようなものがあります。

- 職務質問の際に、質問する相手の前に立ち塞がる。
- 職務質問に対し逃げようとした相手の手首を掴む。
- 職務質問のため運転席の窓から手を差入れ、エンジンキーを回転させてスイッチを切る。
- 職務質問に付随し施錠されていないバッグのチャックを開けて一瞥する。
- 所持品を外から観察して質問する。
- 所持品を見せることを要求し、本人から見せられたらこれを検査する。
- 手を上着のポケットに突っ込んだままでいる相手に対し、任意に出すよう説得しながら、その手をつかんで引っ張る。
- 自動車を停めてする短時間の質問。

これに対して、違法とされた捜査には次のようなものがあります。

- 所持している人の承諾なしに着衣の内部に手を入れ探ったり、バッグの中のものを取り出し検査する。
- 自動車を停止させ、警察官四人が車内に乗り込んで、懐中電灯などを用い、座席の背もたれを前に倒すなどして車内を入念に調べる。
- 運転免許証の呈示を求めた運転手が、それには応じずゆっくりとした速度で車を前進させ始めたことに対し、警察官が警棒でフロントガラスと天井端付近をかなり強く殴打して車を損傷させる。
- 運転手の両腕をつかんで車外に引き下ろそうとする。

もちろん、これらの結論部分だけを一般化できるものではありませんし、解釈についてもその時々の社会状況で変わります。

違法な職務質問には国家賠償請求訴訟を提起したり、暴力が伴った場合には特別公務員暴行陵虐罪で告発するなどの対抗策が考えられます。公務執行妨害罪が成立するためには、その公務が正当であることが条件になるので、警察官の違法な職務質問に対して、質問された側が有形力を行使しても正当防衛になる場合もあります。また、刑事裁判になった場合でも、違法に収集した証拠は証拠としては使えないので、無罪となる場合があります。「違法な捜査が行われた場合には、無罪になる」という権利を私たちは持っているのです。

日本国憲法第三十一条【法定の手続きの保障】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

4　職務質問に強制力？

政府は、テロ攻撃の危険性が高まった際に、首相官邸や原子力発電所など重要施設の警備に関する警察官や海上保安官の権限を強化する法整備を行うため、警察官職務執行法の改正と新法の制定を行う方針を固めています。すでに〇四年十二月に策定した「テロの未然防止に関する行動計画」の中で、重要施設警備に関する必要な措置を〇六年度中に講ずるとしていました。結局、〇六年度中には、この法改正と新法制定

は行われていませんが、今後注意していく必要があるでしょう。

法整備の中身は、まず、時間的限定（国内や日本周辺でテロ攻撃のおそれが出てきた時）、空間的限定（首相官邸、国会、原子力発電所、大規模イベント会場、重用港湾施設）を設けた上で、現在は任意となっている職務質問、車両検問、警察施設への同行要請に強制力を持たせるというものです。また、テロ攻撃を受けた際に周囲への被害拡大が予想される原子力発電所などについては、人や車両の立ち入りを制限する区域の設定を可能とする新法を検討するとしています。

5 任意同行を求められたら

職務質問の上、逮捕でもないのにパトカーに乗せられたりして、警察署に連れて行かれることがあります。これを警察は「任意同行」と呼んでいますが、本人の意志に反して連行しながらも「任意同行」というのはふざけた話です。警察官職務執行法第二条二項によれば、あくまでも「本人に対して不利益であり、または交通の妨害になると認められる場合」とありますが、実際には警察署や派出所へ連行して、事情を聴くという形での取調を行う場合も多いのです。

これは本来の刑事手続に基づかない越権行為ですから、断固として帰ることを要求しましょう。警察官職務執行法第二条三項にある通り、この場合は逮捕ではありませんから、どんなに遅くなっても警察署で留置することまではできません。法的にも拘束力はありませんから、あまり酷い場合は、救援連絡センターや弁護士に電話をかけさせるよう要求するといいでしょう。指紋採取や顔写真撮影を要求されることもありますが、任意同行の場合は拒否できます。毅然とした対応をしましょう。

また、なんらかの「事件」の「被害者」として警察に任意同行し、根掘り葉掘り聴き出そうとすることがあります。このような場合は「被害届」に名を借りた取調ですから、絶対に応じないようにしましょう。

さらに、職務質問のためではなく、現にある事件で行なわれている捜査のため任意同行を求められることもあります。これについては警察官職務執行法のような、その要件を定めた法令は存在しません。任意の協力を求める形での捜査でしかありませんから拒否できます。

いずれにせよ、あくまで「任意」ですから、はっきりと拒否することが必要です。「任意同行」に応じてしまった場合でも、一切調書には応じないように注意しましょう。証拠とし

て後に取り返しのつかないことになることがあります。

6　尾行・張り込みをされていると気づいたら

警察官による尾行・張り込みには、任意捜査の一環として行う場合と情報収集活動の一環として行う場合があります。対象者・物の情報を収集した上で、場合によっては協力者工作を仕掛けてくることもあります。

その目的によって方法は様々で、公然と密着してつきまとい、活動を妨害しようとしたり、逆に気づかれないようにこっそりと行います。尾行を一人で行うことはなく、複数の警察官が対象者の前後左右をつきまとい、一人をまいても他の警察官につけられているという場合も少なくありません。また対象者の部屋や事務所の近くに警察官が住み込んで、常時行動を監視・盗聴するなどという例もあります。さらには、警察が身分を隠して対象者の職場に社員やバイトとして潜り込み、労働運動に関心があるのを装って近づいてくるといったケースも確認されています。

このような不当な尾行・張り込みなどを防ぐのはなかなか難しいのですが、公衆の面前ではっきりと抗議するとか、つきまとう私服警察官の写真を撮るなどして、こちら側から監視していくことも必要です。職務中の公務員には肖像権はないという判例もあります。ただ、対応の仕方によっては逆に逮捕された例もあるので、注意が必要です。また、こちら側の弱みをついて協力者になれと持ち掛けてくることもありますので、いずれにせよ毅然とした態度が重要です。

7　聞き込みに対して

聞き込みは、あくまで任意捜査ですから、拒否することができます。しかし、実際には協力しないと何らかの不利益があるかのような恫喝を加えて、半ば強制的に行われています。聞き込みを拒否する場合は、ドアを閉じて部屋に入れないことです。それでもしつこく上がり込んでくる場合は、「公務員職権濫用罪あるいは住居侵入罪に当るぞ」と言って、はっきり抗議することです。この際は警察官職務執行法第六条四項に定められている通りに警察手帳の提示を求めるなどして、相手の警察官の所属・官職・氏名を確認しておくことも必要です。

以上、警察の任意捜査には応じる義務はありませんから、あくまで毅然とした態度を取ることが重要です。逆に、曖昧な態度につけ込まれて、後々協力者にされる場合もあります。

困った時は一人で悩まないで、仲間や救援連絡センター、弁護士に相談して下さい。

8　警察から呼び出しを受けたら

警察からの呼び出しにも色々なケースがあります。事件について何か知っている第三者（参考人）として呼ばれる場合、被疑者や重要参考人として呼ばれる場合、逮捕されている人の関連で家族が呼び出される場合などです。警察から呼び出しを受けた場合、まず慌てることなく、どういう内容の呼び出しなのかを確認して、対策を考えることが必要です。

犯罪捜査規範第百二条（任意出頭）

捜査のため、被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求めるには、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を明らかにし、なるべく呼出状によらなければならない。この場合において、被疑者又は重要な参考人の任意出頭については、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

(1)被疑者または重要参考人として呼び出しを受けた場合

あくまで任意の呼び出しなので、拒否することができます。しかし、何度もしつこく呼び出しを行い、直接自宅や職場などに警察官がやってきて、無理に連れていこうとすることもあります。とくに職場の上司を通じて本人に圧力をかけ、出頭を強要してくるなどの嫌がらせも多くあります。

普通、呼び出しは、逮捕状による逮捕の要件を備えていない場合に行われるものです。任意出頭に応じたために調書をとられ、それを基にして令状逮捕されたという例もあります。あまりにしつこい呼び出しに対しては、救援連絡センターや弁護士に相談しましょう。必要な場合には、弁護人選任届を書いておくのもよいでしょう。

また、その後の逮捕を防ぐために弁護士同伴の上で出向くといった方法もあります。ただ、ケースによりますから慎重に判断しなければなりません。

(2)第三者として呼び出しを受けた場合

警察が被疑者以外の者を取り調べるとき、普通その人を「参考人」と呼んでいます。しかし、捜査は流動的なものですから、当初は参考人であったものが、途中から被疑者として扱われるようになることもあります。参考人とか被疑者とかいった言い方はあくまでも捜査する側の主観を基にした判断な

のです。
　参考人として呼ばれる場合は、逮捕のおそれはないので、これに応じる必要はありません。出頭しない理由について、警察はしつこく尋ねてくるでしょうが、理由を述べる義務は一切ないことも知っておきましょう。かりに出頭した場合でも取調の途中、いつでも帰ることはできます。

刑事訴訟法第二百二十三条一項
　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

(3)以前逮捕された事件に関して呼び出しを受けた場合
　押収品を返すから取りに来るようにとの連絡が封書や電話で来る場合があります。基本的には郵送をするように言いますが、万が一受け取りに行かなければならない場合には、必ず複数で警察に赴くようにしましょう。受け取りに行った時、警察官や検察官が色々尋ねてきたり、場合によっては協力者工作をすることがあるからです。必要のない物だったら「廃棄処分にしてもよい」と返事をしておきましょう。かえって、そのままにしておくと、わざわざ警察官がそのことを口実に訪問してくることがあります。
　また、「処分保留のまま釈放したのだから、まだいくつか聴きたいことがある」などといった呼び出しにも一切応じる必要はありません。あくまでも任意の呼び出しであり、強制力はありません。
　「任意出頭」に応じるとかえって弱味があると思われ、根掘り葉掘り取調べられることになりかねません。あまりにもしつこく呼び出しを受けた時は救援連絡センターや弁護士に連絡して下さい。

(4)被逮捕者の家族として呼び出しを受けた場合
　「第四部　家族の皆さんへ」を参照して下さい。

9　裁判所から呼び出しを受けたら

　ごく少ない例ですが、参考人としての出頭要求に応じないでいたら、裁判所から証人として呼び出されたということがかつてありました。これは起訴前の証人尋問として検察官が裁判所に要求して行うことができるものです。例えば逃走し

た被疑者のいる場所を知っている者などの場合がこれに当たります。刑事訴訟法第二百二十六条では「犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる」場合に限っています。

この場合は裁判所から召喚状が出されたりして、拒否することがなかなか難しいのですが、あらかじめ救援連絡センターや弁護士に相談しておき、立ち会いの弁護士を確保しておくことも必要でしょう。

また、かつて取られた調書のために、裁判の検事側証人として呼び出されることもあります。その場合は、その裁判の被告（団）や救援組織・弁護人と連絡をとり、どうしたらよいかを打ち合わせておきましょう。

10 盗聴やスパイを使った情報収集

情報を集めるために、警察は電話・電子メールの盗聴をはじめ、部屋や集会場に盗聴器を仕掛けたり、郵便の抜き取り、さらには事務所に侵入して窃盗を働くなど非合法とも言うべき手段を使ってきます。

また、集会場に私服刑事を潜入させたり、スパイを養成し、そこから情報を得るなど卑劣な手段を使います。第三者に「いいバイトがある」と持ち掛け、集会に参加させて情報を収集したり、家族や友人を介して話を聴きたいと接触してきたり、偶然を装って接触を図り、弱みを脅しに使って、情報提供を迫ってきたりします。情報提供のお礼として、お金や品物を渡したり、酒や食事を振る舞うこともあります。

警察によるスパイ強要と並んで忘れてはならないのが、法務省に属する公安調査庁によるスパイ強要です。破壊活動防止法（破防法）に基づいて団体の調査活動を行うのが公安調査庁です。最近では、公安調査庁の調査対象は政治団体に止まらず、労働団体、市民団体、住民団体などかなり広範囲に対象を広げています。「法務省の者です」と名乗ってきたり、個人の自宅や職場を訪ねてきては、執ように話を聴きたいと接触を図ろうとします。

これらのスパイ強要、潜入策動には、十分すぎるほどの警戒心をもつことが必要です。もし、あなたに対して警察や公安調査庁が接触してきたら、一切話に応じることなく、きっぱりとはねつけましょう。もし仮に相手が何者か知らないで応じてしまったなどの場合でも、分かった時点から毅然と拒否することです。一人で悩んだりせず、仲間や友人に打ち明けて相談しましょう。一度対応すると、何度でもしつこく接

触してきますから、曖昧にすることなく、毅然とした態度で拒否することです。

ともかく重要なことは日常的な警戒心を持ち、疑問があればきちんと解明することです。権力の卑劣なやり方を摘発したら、徹底して暴露することこそが相手に打撃を与え、つけいる隙を与えないことにつながります。

11　微罪逮捕

通常では問題にならないほどの軽微な犯罪で逮捕されることがあります。微罪逮捕と一般には括られますが、大きく分けて文書弾圧とその他があります。文書弾圧には有印私文書偽造・同行使、免状不実記載、公正証書原本不実記載、電磁的公正証書原本不実記録、旅館業法違反などがあり、具体的にはペンネームで面会・差入れをしたり旅館に宿泊したこと、引っ越ししてすぐに住民票や免許証の住所の書き換えをしなかったことが罪に問われます。その他とは現行のあらゆる法律の適用です。公務執行妨害や、建造物侵入、道路交通法、威力業務妨害、銃刀法、窃盗、軽犯罪法、器物損壊、暴力行為、詐欺などが逮捕の口実となります。鞄の中にカッターナイフを入れていたことが銃刀法違反であるとか、労働争議の過程で会社の敷地に立ち入ったことが建造物侵入罪であるとか、警官が自分で転んで公務執行妨害罪をでっち上げたりなどその手口は様々です。また、最近では、住居の賃貸契約を巡って、個人の住居を団体の事務所として使用したことが詐欺に問われる事案も増えています。

これらの微罪逮捕は、主に政治的な活動をしている人たちに対して掛けられていましたが、地下鉄サリン事件以降はオウム真理教（現アーレフ）信徒を対象に一挙に拡大しました。ともかく逮捕すること自体が目的のため、それを完全に防ぐことは難しいと言わざるを得ませんが、「救援」などに掲載される過去の微罪逮捕の例を共有化して日頃から気を付けておきましょう。

12　学園で

大学など学園現場での弾圧も熾烈なものになってきています。権力がストレートに介入してくると言うよりは、大学当局と連携した形で行われる場合がほとんどです。

二〇〇五年十二月二十日には、早稲田大学文学部キャンパスで、昼休みに情宣活動をしていた仲間が、教員によって逮捕され警察に引き渡されるという前代未聞の弾圧が起きました。

また二〇〇六年、法政大学で「立て看・ビラ撒き規制に反対、改憲阻止」を闘う学生に対して、三月十四日に二十九人、六月十五日に四人、六月十九日に四人、十一月二十九日に三人と、のべ四十人も建造物侵入などの容疑で逮捕されるという弾圧が起きました。大学は、逮捕に対する抗議集会を開催しようとすると、学生証を提示しないと学内に入れないという体制を敷きました。その一方で、白昼堂々と公安警察が学内に侵入しています。

全国の大学で、自治会・サークルなど学生の自主的活動を根絶やしにするため、学生会館や寮を取り壊す攻撃が掛けられています。学内外で広く訴え、反撃の陣形を作っていくことが求められています。

13 横暴に対抗する法的手段

警察などの横暴な行為に対しては、刑法第百九十四条、百九十五条(特別公務員の職権乱用による逮捕、暴行陵虐)に訴えたり、国家賠償法などの定めによって、国または公共団体にその賠償を求めることもできるということも覚えておきましょう。

八九年一月の昭和天皇の死去前後、街頭でのビラ撒きやパフォーマンスで、天皇制廃止を訴えたグループ「秋の嵐」などへの警察による尾行・盗聴・捜索・逮捕・暴行など数々の弾圧に対する国賠訴訟で、九七年十一月十三日、一審に引き続き全面的勝利をおさめました。この裁判では、現場を撮影したビデオテープが、逮捕の不当性を裏づける重要な証拠となりました。

九〇年六月に上野水上音楽堂で行われた「今こそ安保をなくそう六月行動」集会で、機動隊による不当な検問に抗議して公務執行妨害罪で逮捕された弁護士の内藤隆さんが、東京都を相手に一千万円の損害賠償を求める訴えを起こしました。この裁判は一審で勝利し、九四年五月十八日の控訴審判決でも都側の控訴が棄却され、勝利判決が確定しました。

国賠訴訟で有利に展開するにあたって、当日の現場の模様を記録しておくことが重要になってきます。なにか行動を起こす際には、記録することも忘れないでおきましょう。

二、家宅捜索に対して

最近では、被逮捕者の自宅はもとより、その友人・家族に至るまで捜索範囲が拡大され、一方では軽犯罪法違反などの

微罪の場合でも、物々しく捜索が行われるケースが増えています。こうした傾向が一般に広がっています。ちょっとした知り合いが逮捕されただけでも家宅捜索される恐れはあります。十分に注意しましょう。

捜索の時期にしても、従来は、被逮捕者が出てからその関連で捜索するといった形がほとんどでしたが、最近では、事前弾圧として、あるいは組織や運動の実態を調べ、潰していくための情報収集、でっち上げのための証拠収集のための捜索が増えています。さらに、捜索という行為によって権力を誇示し、組織や個人に威圧を与え動揺させるなど、その目的も広範囲となり、時期の予測も困難になっています。無差別に家宅捜索するのは、その人が全く無関係を承知の上で「あいつは危ないことに関わっているらしい。関り合いにならないようにしよう」と周囲の人たちが考えることを狙っているのです。

一般の市民が他人の家に無断で入れば「住居侵入」になります。警察官の侵入は一般市民以上に厳しく規制されるのが当然ですから、捜索に対しては、しつこいほどの点検と監視・抗議・反撃を行っていくことが重要です。

1　家宅捜索にはこうして備えよう

身近に被逮捕者が出た場合には、次の準備をします。もちろん被逮捕者の出ない場合にも、「氏名不詳の者の××容疑」などで捜索されることがありますから、常日頃の警戒心が必要とされます。

誰でもしっかりした立会人になれるような心構えでいて下さい。捜索・押収の対象は通常、機関紙誌・ビラ・メモ・指令・名簿・住所録・議事録・予定表・現金出納帳・通帳・カード・録音テープ・ビデオテープ・フロッピー・パソコンその他で、令状に明記してあります。

捜索は事件の関連証拠の差押えのために行われるものですから、事件に関係ないものを押収することは許されません。しかし多くの場合、差押えの対象が拡大解釈されることが多いので、日頃から、自分の書類やノートなどの置き場所を充分考えておくとよいでしょう。

違法捜索について、後で「準抗告」その他で争うための証拠保全用に、メモ用紙・筆記具・カメラ・レコーダーを用意しておくことも必要です。

2　捜索は拒否できるか

警察官は普通五、六名程度のかなりの人数で来ますから、圧倒されたり、慌ててしまうことが多いものですが、まずこの第一歩が肝心です。落ち着いて令状をよく読み、写させるよう要求することです。また、立会が可能な範囲で捜索させるよう警官の人数を減らさせることも要求しましょう。こちら側も、可能な限り複数での立会を要求しましょう。その上で、捜索令状に間違いがない場合には、残念ながら現在の法律上では、捜索を拒否することはできません。なお令状なしの任意での捜索に対しては、はっきりと断わるべきです。

ただし、刑事訴訟法第二百二十条では「逮捕の現場で差押え、捜索又は検証をすることができる」と認められているので、この場合は、捜索令状なしでも捜索ができるとされています。

捜索の際、身に付けた物まで調べることは、身体捜索令状がない限りはできません。しかし最近では家宅捜索令状に身体捜索令状をつけてくるケースが増えています。また、不当な捜索に抗議した立会人を公務執行妨害容疑で逮捕するというケースもあります。

捜索は刑事訴訟法第百十六条で通常日の出から日没までと定められており、早朝に開始されることが多いのですが、近頃は昼間や夜間でも行われます。ただし夜間の場合は、特別令状がない限り、日没後の捜索をしてはならないことになっています。昼から続いて夜間にまで渡る場合はこの限りではありません。

3　立会人はどういうことに注意すべきか

捜索の場合、全く誰もいない留守宅に踏み込むことはできません。捜索には必ず立会人が必要なのです。家人が留守の場合はアパートの管理人、下宿の大家、近くの消防署員などを立会人にして捜索する場合もあります。しかし、ただ漠然と立ち会うだけでは監視の役割を果すことはできません。したがって、できることなら責任をもって立ち会ってくれる人、信頼のできる人をあらかじめ頼んでおき、管理人や大家にそこへ連絡してくれるように頼んでおくことも必要です。

では、立会人は具体的にどういうことに注意すればいいのでしょうか。

まず警察官をすぐには玄関からあげず、ドアの外で対応しましょう。捜索に来た警察官の人数を確認し、責任者の官職

・氏名を明らかにさせます。

令状をきちんと手にとってよく読み、有効期限内かどうか、氏名や住所その他の記載に間違いがないかを確かめます。記載に間違いがあれば、捜索を拒否して、出直してくるよう要求します。

次に令状を書き写します。これが可能かどうかは現場の力関係によりますので、頑張って下さい。特に被疑事実、対象物件、発行裁判所・裁判官名等に注意しましょう。夜間の場合は、夜間の特別令状となっているかどうかを確かめます。

捜索令状を確認した後に、立会人は住所などを聞かれます。この時、捜査員に所定の用紙に住所・氏名・生年月日を書くように言われますが、自分で書かずに口頭で伝え、警察官に書かせます。筆跡まで取られる必要はありません。

実際に捜索が開始される時、令状に書いてある場所、押収すべき物の範囲を限定させます。捜索の対象となる場所から立会人以外は排除されるのが通常です。捜索の対象となる場所にある電話の使用も制限されることがあります。

捜索は、立会人の目の届く範囲で行うように要求しましょう。令状の範囲を越えた捜索は抗議して止めさせましょう。特に文書類や住所録の写真撮影については、本来押収できない物を写真に撮ることによって事実上押収したことになりますから、厳重に抗議して止めさせるべきです。

また、パソコンについては、中に入っているデータを確認しようとしますし、中のデータが見られない場合（パスワードがかけられている場合など）には、そのパソコンを丸ごと押収していくこともあります。フロッピーや携帯電話についても、同様に丸ごと押収していくことがあります。

最高裁判所の判例（最高裁一九九八年五月一日第二小法廷決定）は、パソコン一台、フロッピーディスク合計百八枚等を差し押さえた処分について準抗告がされた事案について、「令状により差し押さえようとするパソコン、フロッピーディスク等の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、内容を確認することなしに右パソコン、フロッピーディスク等を差し押さえることが許される」との判断を示し、適法と判断している例があります。

この例は、コンピュータを起動させるとディスク内容が消去されるソフトが組み込まれていた場合ですので、このようなソフトが組み込まれていない普通のパソコンやディスクにつ

いては直ちに妥当しないと考えられます。

現場では、この要件を満たさないことを主張して、パソコンやディスクが押収されることに対して強く抗議しましょう。その上で、万一、押収されてしまったら、直ちに、管轄の地方裁判所に対して準抗告を申し立てましょう。多くの場合には、パソコン等がすぐに返却されています（但し、データは全て捜査機関によってコピーされている可能性があります）。

多くの場合、パソコンの中のデータのうち、捜査機関が欲しがっているのは住所録ですので、そういうものはパソコンの中に保存しないか、暗号化することが必要だと考えられます。

現在、国会で審議中の共謀罪の新設を提案している「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は、パソコン等の中のデータを、捜査機関が持ってきた別の媒体（MOやCD—Rなど）に記録（複写）したり、印刷し、その別の媒体や印刷物を差し押さえることができるという新しい制度を新設しようとしています。

現在でも、被疑者ではない第三者に対する差押えの際には、第三者が別の媒体にコピーしたものを任意提出し、それを差し押さえていますが、この運用を法律で規定しようとするものです。

したがって、この制度が新設されれば、被疑者以外の第三者については、パソコン等が丸ごと差し押さえられなくなると考えられますが、差押えの方法は捜査機関が自由に選べることになっているため、被疑者については、従来通り、パソコン等が丸ごと差し押さえられる可能性が高いと考えられます。

いずれにしても、現行法上は、被疑者以外の第三者についても、パソコン等が丸ごと差し押さえられる可能性がありますので注意が必要です。

最近の警察のやり方は特に悪質です。部屋になかった物を警察が持ってきて、そこにあったかのようにして押収するとか、そこにあった物を押収品としてではなくこっそりと持っていくなどです。立会人は警察官の動作を一つひとつ監視し、不当な行為は一切許さず、どんなに小さなことでも、不当なことは不当だとはっきり抗議することが重要です。

捜索の過程でのやり取りを録音したり、捜査員の違法な行為を写真に撮ることなども必要です。後に捜索・押収の違法性を争う準抗告などを申立てるときに証拠になりますし、あるいは記憶を呼び起こす意味で有効です。この場合、カメラ

などを押収されないように注意して下さい。

捜索が終わったら、警察官が押収しようとする物が令状に書いてある範囲を越えていないかどうかを確かめます。とくに名簿や会議録など事件と全く関係ない物を狙ってきます。令状に記載された以外の物は絶対に渡してはなりません。

押収品が決まったら、捜索の責任者は「押収品目録」を立会人に交付します。押収品目録に捜索の責任者の署名捺印、事件の被疑者名、被疑罪名、押収品全部がきちんと特定できるような形で記載してあるかどうかを確認してから受け取ります。押収品が何もない場合は「捜索証明書」を捜査官に必ず発行させましょう。捜索証明書は、押収品が何もなかった場合、立会人から請求されれば必ず発行しなければならないことになっています（刑事訴訟法第百十九条）。しかし、立会人が要求しない場合、捜査員は捜索証明書を発行しません。押収品目録や捜索証明書の交付によって捜索は終了したことになります。

いったん捜索を終了して出ていった後で、引き返してきて「捜索し忘れたところがあるのでもう一度捜索したい」などと言ってきても絶対に応じてはいけません。拒否することです。

4　身体捜索について

(1)身体捜索令状

警察が、特定の人物の持ち物などを捜索しようとする場合、身体捜索令状が必要です。車の捜索や、職場のロッカーや机の捜索を行う場合にも、それぞれの対象を特定した捜索令状が必要であるのと同様に、身体捜索の場合も人物を特定した捜索令状が必要です。ただし、事務所などを捜索する場合、全く不当なことですが、その事務所にいた人全員の身体捜索が許可された令状を持ってくる場合があります（身体捜索付捜索令状）ので、この点はきちんと確認する必要があります。もし、身体捜索付捜索令状でなければ、立会人を含め、事務所にいた人の身体や持ち物の捜索はできません。

このほか、現行犯逮捕や令状逮捕された時は、令状なしでも家宅捜索や身体捜索ができることになっています。

(2)身体捜索の方法と範囲

身体捜索は、出勤時に職場の前で待ち伏せしていて、近くの交番に連れ込んで行われる場合が多いのですが、重要な書類を持っていそうな時を狙われることもあるので注意が必要

です。いずれにしても、慌てないで、毅然とした対応をしましょう。女性に対する身体捜索については、医師か成年の女性を立ち会わせなければならないことになっています。

問題となるのは身体捜索の範囲ですが、身体捜索は、身体の特徴などを調べる身体検査とは全く違うもので、持っているカバンの中身や、ポケットの中にあるものを調べる程度なのが通常です。上着や靴を脱がせて調べ、ズボンは上から触れる程度でしょう。

しかし、身体捜索はほとんどの場合、相手に屈辱感をあたえるために行われているのです。酷い場合には、下着一枚にされたなどという報告もあります。このような無法な身体捜索に対しては、社会的に明らかにし、国家賠償請求訴訟などの法的な反撃をしていくことも必要です。

身体捜索の場合も、押収物があれば押収品目録が交付されますし、押収品がない場合は捜索証明書の交付を忘れずに要求しましょう。

この他、相手を動揺させようとして、家宅捜索や身体捜索、車や職場の捜索を繰り返す場合もありますが、仲間の力を合わせて、準抗告などで反撃していくことが重要です。

5　捜索・押収への反撃について

押収が違法・不当である時には不服申立てとしての準抗告をすることができます(刑事訴訟法第四百二十九条)。また押収された物を返還するように請求することもできます(刑事訴訟法第百二十三条)。いずれも捜索・差押えのあった地域を管轄する地方裁判所に対して行います。準抗告があった場合、裁判所は捜索の責任者に事情聴取するなどして事実関係を調査し、決定を出します。準抗告を裁判所に申し立てたら、警察があわてて押収物を返してくることもよくあります。また、押収物の返還を警察に直接要求して返還される場合もあります。家宅捜索で押収物がなかった場合は、準抗告をすることはできません。

準抗告しても押収物が戻らない場合や、捜索のやり方がひどい場合などは、弁護士を頼んで国家賠償請求訴訟を申し立てましょう。捜索に関連する書類が提出されたり、実際に現場にいた警察官を法廷に証人として呼んで取り調べることができます。すでに各地でいくつか申し立てており、部分的勝訴を勝ち取っています。詳しくは救援連絡センターに問い合わせて下さい。

最後に、捜索・押収があった時は、必ず救援連絡センターや関係者に連絡しましょう。とくに重要な物を押収されたわけではないからといって、そのままにしておかないことです。一ヵ所の捜索だけでは何が権力の狙いなのかはわからなくても、何の容疑で、どういうところが捜索されたか、何を押収されたかなど、全体をみることによって、その狙いがはっきりしてくる場合があるからです。

また、記憶が鮮明なうちに報告書を書いておきます。準抗告などをしようと思っても、時間が経つと忘れてしまうことが多いものです。

準抗告の書式は巻末の付録を参照して下さい。

三、情宣活動などへの弾圧との闘い

私達は、自分たちの意見や主張を広く訴えるために集会を開いたり、デモを行ったり、ステッカーやポスターを貼ったり、街頭や駅頭で宣伝カーやスピーカーを使って演説をし、ビラを撒いたり、カンパや署名を呼び掛けたりします。また、公園・広場などで、バンドの演奏や演劇、公開討論など様々なパフォーマンスも行います。

ところが、実際にこのような活動をしていると、警察や、駅員や公園の管理者などが介入してくることがあります。表向きには、近所から騒音の苦情が来たとか、通行の妨げになるとか、町の美観を損なうとか、駅や建物の敷地内に勝手に入ってはいけないというのですが、表現活動への不当な干渉、妨害と言わざるを得ません。このような権力の介入・弾圧に対しては、原則的な闘いをもって応えていきましょう。

また、ステッカー貼りやビラ撒き、街頭情宣にでかける時は、念のため、身分証明書や免許証など身元が分かるものや重要書類などはもって行かないようにしましょう。

憲法第二十一条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあり、これらの活動の権利は、すべて憲法で無条件に保障されています。

集会とは、二人以上の人が共通の目的で一時的に一定の場所に集うことを言い、結社とは、二人以上の人が共通の目的で継続的に団体を形成することです。いずれも、目的は問いません。ですから、政府の特定の政策に反対するような政治的なものに限らず、バンドのコンサートや映画の鑑賞会、スポーツの観戦も「集会」ですし、タレントのファンクラブや趣味のサークルなども「結社」に含まれます。

このように、わたしたちの生活と密接な関係がある集会・結社・表現の自由は、重要な基本的人権です。みんなで大切に守っていきましょう。

1　屋内集会でも許可がいるか

集会を予定し、ビラを撒いたりして広く宣伝すると、警察が主催者のところに集会届けを出すようにと連絡してくることがあります。各地の「公安条例」では「道路や公共の場所での集会の場合、競技会や冠婚葬祭等の行事を除いて、公安委員会の許可が必要」とされている場合が多いのです。

公安条例が憲法違反であると言われているのは、表現の自由が制約を受けているからです。違憲の疑いがあるとはいえ、現にある公安条例の規定から言えば、不特定多数の人々に呼びかけて集会を開く場合には集会届けを出さなければならないことになります。ただし参加者が内輪の者に限られている会議などについては、もちろん届けを出す必要はありません。小規模の屋内集会なら届けなしでやれているのが普通です。許可申請は、所轄署に備えつけの用紙で公安委員会に出すことになっています。

あくまで憲法違反の公安条例には従えないと、届けを出さずに頑張ることもできますが、当日無届け集会であることを口実に、警察が介入してきたという例もあります。警察から集会届けを出すようにと言ってこない限り、こちらから出しにいく必要はないと思います。

2　デモの申請について

公安条例では、デモに対してもやかましく規制しています。公安委員会は交通の妨害等を理由に、こと細かい許可条件をつけてくる場合が多いのですが、これも明らかに憲法違反と言えます。

デモの申請は、デモ出発の七十二時間前までに、デモ出発地の所轄の警察署に申請することとされており、これに対して、公安委員会は許可をしたら二十四時間前までに主催者に交付しなければならないとされています。なお、公安条例は各都道府県ごとに制定されているので、条例の内容については、各地で若干の差があります。

デモのコースについては、他のデモとの関係や交通秩序維持を理由に変更させられることもあります。コース変更に対しては、「路線変更処分の取消の訴」と「路線変更処分の執行停止の申立」によって争うこともできますが、これは法律の

技術的な問題でもあり、弁護士に相談するなり、事前の準備が必要です。

なお、運動の中で比較的短い距離のデモを行うことがあります。こういう場合、警察は無届けデモだからとすぐ規制してきますが、とりわけ交通の妨害になるわけでもなく、このようなデモまで規制するのは、職権濫用と言えます。

3　ステッカー貼りでも逮捕されるのか

ステッカーやポスターを貼っていて、軽犯罪法や屋外広告物条例違反で逮捕されることがあります。

確かに、軽犯罪法第一条三十三号では「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、もしくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物もしくは標示物を汚すこと」を禁止しています。しかし軽犯罪法第四条には「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」という規定があり、「軽犯罪」とは言え、そもそも立法時から濫用が懸念されていたような悪法なのです。

なお、屋外広告物条例でも「美観風致を害するもの」として規制を加えています。判例からみれば、軽犯罪法違反にしても屋外広告物条例違反にしても、「表現の自由」との争いでは有罪・無罪と分かれるところです。私達の回りでは、起訴された例はほとんどありませんが、略式裁判で数万円の罰金の判決が出たことはあります。

いずれにしても、見張りを必ずたてるとか、逮捕されないように気をつけるしかありません。あらかじめステッカーを貼りそうなところに張り込んでいることなどもありますから注意しましょう。

4　アパート・マンションなどへのビラ入れへの弾圧

選挙のためのチラシや、催し物の案内、地域の住民運動のニュースなどを、アパート・マンションや各家のポストなどに配っていて、住居侵入などで逮捕されることがあります。警察官宿舎に気づかないで入ったり、住民の通報があった場合です。

二〇〇四年二月二十七日、東京都立川市にある自衛隊官舎に反戦ビラをビラ入れしたことが「住居侵入」に当たるとして、立川自衛隊監視テント村の三人が令状逮捕され、六ヵ所が家宅捜索されました。イラクに自衛隊を派兵するという、

日本が本格的に戦争に踏み込んでいく中で起きた弾圧でした。この裁判では、二〇〇四年十二月十六日、東京地裁八王子支部は無罪判決を下しましたが、二〇〇五年十二月九日、東京高裁はそれぞれ罰金十万円～二十万円という逆転有罪判決を下しました。現在、上告中です。ビラ入れで令状逮捕、しかも起訴というのは前代未聞の出来事でしたが、これ以降、政治的なビラ入れで起訴される事案も出ています。

5　ビラ撒きやカンパ活動などへの妨害に対して

街頭でのビラ撒きやカンパ・署名活動は、政治活動に限らず、至るところで行われています。また小規模の音楽演奏や芝居などを、公園や広場、駅頭や路上で行うことがあります。このような時、警察が介入してきて中止するよう警告されたり、逮捕されることがあります。しかし、これらの行為に道路交通法を通用するのは明らかに行き過ぎです。常識的には、交通の妨げにならない限りは、自由とするのが当然です。

普通、警察が弾圧してくる口実としているのは道路交通法第七十七条で、ここでは「道路に人が集まり、一般交通に著しい影響を及ぼす行為」の場合、所轄署長の道路使用許可を要するとされているのです。

駅の構内の場合は、鉄道営業法第三十五条で、許可なくしてはカンパやビラ撒きをしてはならないとされており、同法第四十二条では鉄道係員に退去を強制する権限を与えています。威力業務妨害罪が適用されることもあります。

一九八八年に国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律、その後、拡声器による暴騒音の規制に関する条例（東京では一九九二年）などが制定され、国会周辺や特定地域での宣伝活動がさらに制限されてきています。また公選法の改悪で、選挙期間は他の宣伝カーの活動ができなくなりました。

また、駅や建物の「敷地内」でビラをまいたとして、刑法の建造物侵入罪で逮捕してくることもあります。東京都では、公立学校の卒・入学式で、日の丸の掲揚と君が代の斉唱が執拗なまでに強制されています。二〇〇五年三月四日、東京都町田市の野津田高校前で得これに抗議するビラを撒いていた二人が、三月八日には東京都葛飾区の農産高校前で一人が、建造物侵入容疑で逮捕されました。四日の二人については、地裁八王子支部が「敷地に入っていない」と検事の勾留請求を却下、八日の一人については検事は勾留請求もできずに釈放しました。

四、集会やデモに参加する場合

1　はじめに

警察はデモの動向を監視し、少しでも口実があればつけ込んで逮捕を狙っています。それを踏まえて、ここでは警察に介入の隙を与えないための心構えを紹介したいと思います。

2　暗記しておくこと

救援連絡センターの電話番号(〇三―三五九一―一三〇一)を「獄入り意味多い」というゴロで憶えましょう。万が一逮捕された時の弁護人選任の連絡に必要です。

3　服装

服装は動き易いものがいいですが、デモの形態に応じて臨機応変に対処すればよいでしょう。脱げにくく履き慣れた靴やあまり肌の露出しない服を着、ベルトをするのが基本的でしょう。

集会場入口などで、多くの私服刑事や公安調査庁職員が、集会参加者の写真を撮るなど情報収集活動を行っていることがあります。写真撮影などをされたくない場合は、サングラス・マスクやタオル・帽子（いわゆる三点セット）などを用意して着用したほうがよいでしょう。しかしこれはあくまで防衛的な措置ですから、現場で弁護士などとともに抗議してやめさせたり、場合によっては国家賠償請求訴訟などで反撃していくことも検討すべきでしょう。

4　持物は最小限に

ハンカチ、チリ紙、現金など必要最小限のものを身につけておきましょう。

定期、身分証明書、免許証、名刺(自分のもの、他人のもの)、電話番号などを控えた紙片、住所録、手帳、携帯電話などは持たないこと。とにかく、捕まった時に名前や住所の分かる物は一切持たないことです。警察は携帯電話の発受信記録も調べます。

駅のコインロッカーを利用する人もありますが、カギを持っていれば、捕まった時は当然捜査されますから、使わないようにしましょう。ともかく持物は最小限にすることが第一です。

5　一人にならないように

集会やデモに参加する場合は、人が多くなる時間帯に行くようにしましょう。集会中にトイレなどに行く際にもなるべく連れ立っていった方がいいでしょう。集会やデモに向かう途中あるいは解散後の車内や歩行中など、個人の身辺問題や運動についての会話などは、どこに私服刑事がいて聞いているか分かりませんから注意しましょう。

機動隊や私服刑事の暴行に対しては、ビデオや写真を撮ることも必要です。公務中の公務員の写真を撮ることは肖像権の侵害にはならないという判例があります。しかし、暴力的にカメラを取り上げられることがありますので、注意しましょう。

6　機動隊とは

ほとんど治安警備出動だけを任務とする部隊編成の警官隊です。警視庁の場合、機動隊は現在では第一機から第九機まであります。

最近のデモでは乱闘服を着ることは少なくなりましたが、彼らの服装は、ヘルメットから靴まで入れて個人装備の重さだけでも十五キロと言います。指令部は、空からはヘリコプター、地上ではトランシーバーなどでデモの全貌を監視します。そして頃合いを見て、各部隊に様々な規制の仕方を指示します。機動隊の実力行使は、まさに暴力そのものです。

7　催涙ガス（弾）について

この頃はあまり使われていませんが、七七年五月八日、成田空港に反対する闘いに参加していた東山薫さんが至近距離からガス弾の直撃を頭に受けて虐殺されました。ガス自体の毒性もさることながら、ガス弾を弾丸として使用し、至近距離から狙い打ちするという形での殺人行為は絶対許されないことです。この件は、その後国家賠償請求訴訟で勝利しました。

催涙ガスの主成分はＣＮ（クロルアセトフェノン）という毒物で、アメリカがベトナム戦争で使用し、世界的にも強い非難のあるガスです。このＣＮを、ガス銃でデモ隊に向けて発射したり、液体にして放水車から浴びせかけたりするのです。症状としては、有毒ガスによる呼吸困難、直接皮膚に付着した場合には、ヤケドや全身への発疹として現われます。皮膚についた場合は、まず何よりも先に水で洗い流すことです。一応知っておきましょう。

第二部

逮捕された時

一、逮捕について

逮捕された時は、事件の性質に関わりなく、どんな口実、罪名によるものであっても、最後まで闘いぬきましょう。逮捕された瞬間から、自分にかけられた弾圧と闘いぬくように腹を据えましょう。

逮捕には、逮捕状による通常逮捕（刑事訴訟法百九十九条）と緊急逮捕(刑事訴訟法二百十条)、現行犯逮捕（刑事訴訟法二百十二条）の三種類があります。また、一般の人が逮捕（警察署に連行など）することを常人逮捕と言います。

1 逮捕状による逮捕

逮捕状によって逮捕する時は、逮捕状を被疑者に示さなければなりません(刑事訴訟法第二百一条一項)。逮捕状には、被疑者の氏名、住所、罪名、被疑事実の要旨、連れていく官公署その他の場所、有効期間、発行の年月日、発行した裁判官の名前、請求者の官職名などが記載されているので、よく確かめて写し、また記載内容に誤りがあれば追い返しましょう。逮捕に来た警察官の所属や名前などを把握することも重要です。

逮捕するに際して、検察官、検察事務官、司法警察職員は、逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすることができる（刑事訴訟法第二百二十条）ことになっています。早朝の逮捕に際しても、警察官はドカドカと寝室に踏み込んでくるようなことをしますので、落ち着いて、身仕度を整え、屋外で待つよう要求すべきです。

逮捕に先立って、尾行や張り込みなどの徴候があることがあります。些細なことの連続も総合的に判断して、素早い対応を取れるようにしておくことが重要です。

2 緊急逮捕

緊急逮捕は、一定の罪を犯したと判断できる相当な理由があって、しかも裁判官から逮捕状の発行を求める余裕がない時に、逮捕状がなくとも逮捕できるというものです。この場合も、逮捕後すぐに逮捕状が発行されなければならず、発行されない時は釈放しなければなりません。

3 現行犯逮捕

現行犯とは、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者」

(刑事訴訟法第二百十二条)を言います。終わってから間がなく、犯人として追い掛けられたり、犯罪の顕著な証拠がある状態の者は準現行犯として扱われることになります。この場合、逮捕要件が満たされていたかが後々問題になるので、よく状況を覚えておくことが必要です。

現行犯逮捕されそうになった時は、その場で理由を質して抗議し、周囲の人々にも訴えましょう。近くに仲間がいる場合にはすぐに救援連絡センターに連絡して貰いましょう。連絡の方法がなくても、弁護人選任の要求をすれば、弁護士の接見を通じて必ずあなたの信頼できる人に連絡できます。

4　弁護人選任を必ず正確にする

逮捕されて連行される時には、少なくとも一～二人の警察官(私服刑事も)が付き添い、手錠を掛け(少し抵抗すると後手にかけることもある)、時には、掛ける前後に殴ったりすることがあります。もし乱暴されたら、相手の警察官の名前・所属・顔をよく覚えておくようにしましょう。

弁護人選任を必ず正確にする

次に、弁解録取書を取られます。変な名前の書類ですが、これが第一の関門です。警察官は被疑者に向かって、「弁護士を呼びたければ呼ぶことができるよ」と言い、続いて「弁解することがあったら言いなさい」と言ってきますが、弁解などはせず、**すぐに「救援連絡センター(〇三―三五九一―一三〇一)の指定する弁護士を選任する。代表弁護士は葉山岳夫〈はやまたけお〉である」**と言い、後は一切黙っています。救援連絡センターに弁護人選任が依頼できる根拠は、刑事訴訟法第七十八条です。

憲法第三十四条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。…

同第三十八条一項

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

刑事訴訟法第三十条一項

被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

同第七十八条

①勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は刑事施設の長若

しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

②前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会　にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士法人若しくは弁護士会にこれを通知すれば足りる。

弁護人選任による弁護人との接見は、獄中での唯一の法律相談であり、外部との唯一の接点です。あなたが行方不明とならないために、弁護人選任はぜひ正確に行いましょう。また、機会を捉えて担当警察官の名前を覚えるようにしましょう。万が一警察が救援連絡センターに報告を入れなければ、弁護活動の妨害として、重大な問題になります。弁護人選任の連絡が外についたかどうかは、弁護人の留置場接見や差入れの有無で判断できます。弁護人選任をセンターに連絡するよう要求したのに差入れがなかったり、弁護士が来なければ、選任の連絡を妨害しているということなので、何度も粘り強く連絡を要求することです。また、弁解録取書の前でなくても、いつでも弁護人選任はできることも知っておいて下さい。

取調では、弁護人選任以外の何を聞かれても、一切黙っています。警察官は、私たちが黙秘していても弁解録取書や調書を作成します。完全黙秘の場合は「質問に対して、黙して語らず」と記載されますが、「黙秘します」と言った場合は、『「黙秘します」と言った」と記載されてしまいます。最後に署名・捺印をするように言ってきますが、これも拒否します。そして留置番号を知らされます。これが以後の呼び名になるのです。

次に、逮捕された人は全て指紋と写真を採られます。指紋については最近はスキャナーで読み取る方式が採用されています。

5　所持品の領置と身体検査

所持品・身体検査の時、身に付けている物は一切とり上げられます。時計、ベルト、金属性の物、どうかすると眼鏡まで取り上げられますが、眼鏡は身体の一部に等しいので、なくては困ると抗議しましょう。証拠品以外は領置といって、本人の所有物として保管され、釈放時に返されます。また、衣服が証拠品として身ぐるみはがされることがあります。こ

の時は衣類の差入れを早急に要求して下さい。なお、領置品については、弁護士など外部の誰かを受取人にして宅下げできます。女子の身体検査は、医師または成年女子（女性警察官）の立会がなければできません。

なお、必ずしも逮捕された現場の所轄の警察署でそのまま勾留されるとは限りません。むしろ同じ罪名で大量逮捕されたような場合には、数人、時には一人ずつばらばらに分散して留置するのが普通です。

6　負傷して逮捕された時

逮捕時や取調時の暴行などで負傷した時は、現場での様子や症状などを詳しく弁護人に伝えることが必要です。持病がある時も同じです。暴行や拷問、不当な取り扱いについては、外から弁護人や仲間の人たちが抗議していくことも必要です。

必要な治療については、本人からも外からも要求します。警察署や病院では、「本人が黙秘のままではカルテが作れない」、「名前を言わなければ治療しない」などと、黙秘を解かせるための手段に出てくる可能性もあります。その場合でも黙秘を貫いて治療をさせることが重要です。なお、被疑者の怪我や病気の治療は警察の責任なので、基本的には治療費は無料です。診断書も、その後の告訴・告発、民事訴訟、国家賠償請求訴訟の証拠として使うことがありますので、暴行などがあった場合は取っておく必要があります。

7　薬の差入れと医療接見

持病のある人、療養中の人などで逮捕された時は、自分の主治医から警察の指定病院に連絡して貰って、同じか若しくは同程度の薬を処方して貰うよう要求しましょう。薬をそのまま差し入れることは、現在難しくなっています。

本人の症状によっては、弁護人だけでは専門的なことが分からないので、医師に接見して貰い、本人の状態をより正確につかむ必要があります。医師の接見(診断)と言っても、金網ごしにいくつかの質問をして本人に答えてもらう、「問診」の形式を取るしかありません。直接本人に触れたり器具を使った診断ができないのです。また、医師が被疑者と接見するにあたっては、接見禁止の場合は接見許可を取る必要があります。この交渉も弁護人を通じて裁判官と行うことになります。

二、少年が逮捕された場合

少年の刑事事件については少年法の適用を受け、成人の刑事事件とは異なった取り扱いがされることになります。少年法は、刑罰を科すことを目的とはせず、「少年の健全な育成を期」すことを目的としており(少年法第一条)、少年に対しては、「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」(同条)が課されることになっています。

そして、警察が立件した事件は、原則として、すべての事件を家庭裁判所に送致することになっており(全件送致主義)、最終的な処分は、原則として家庭裁判所が決定することになっています。

家庭裁判所が少年の処分を決定するための手続を「審判」(少年審判)と呼び、その手続は、家庭裁判所の裁判官が主宰して運用され(職権主義)、原則として検察官は手続に関与できず、被告人・弁護人と検察官が対立する当事者主義を採用している刑事裁判とは異なった性格を有しています。

しかし、少年法は非行事実が争われることを予定していないため、刑事訴訟法とは異なり、少年審判の事実認定手続については少年法の規定は不十分であり(二〇〇〇年十一月に少年法の「改正」があり、事実認定手続について規定が新設されています)、成人の場合と比べると、少年の防禦権、弁護権は著しく踏みにじられており、冤罪の温床であると批判されているところです(過去の冤罪として、草加事件や綾瀬母子殺し事件が有名です)。

少年に対する弾圧の心構えも、成人の場合と全く違いはありません。あくまで権力に抵抗する姿勢や完全黙秘の思想を貫く必要があります。しかし、同時に、少年法の恣意的な運用を防止させるとともに、少年法の有利な点を最大限に生かしていかなければなりません。

1　捜査段階について

少年が逮捕された場合、逮捕段階での取り扱いは、成人の刑事事件の場合とまったく変わりありません。しかし、逮捕以後の手続は成人の場合と著しく異なっています。

少年法では、少年に対しては、原則として観護措置(鑑別所に身柄拘束すること)を請求すべきであり、勾留請求はやむを得ない場合でなければできないと規定しています(少年法第四十三条)。しかしながら、実際には、少年事件はほとん

どが勾留請求がなされ、しかも、成人の場合と同様に、多くの場合に勾留延長が認められているのが現状ですから、家庭裁判所への送致までに最大で二十三日間の身柄拘束を受ける可能性があります。

そこで、捜査段階においては、成人の刑事事件の場合と同様に、準抗告、勾留理由開示請求、勾留取消請求の制度をフルに活用して反撃していくことが大切です。

したがって、少年であるからと言って、一旦逮捕された場合には、短期間で釈放されるのではないかとの甘い気持ちにならず、覚悟を決めることが大切です。

そして、逮捕後は、できるだけ早い段階で、弁護士と面会し、弁護人として選任することが必要です（少年事件でも、捜査段階では弁護人選任届を提出しなければなりません）。

逮捕直後には、家族以外の者とは面会させて貰えないのが普通ですので、家族から関係者、または救援連絡センターに連絡をとって貰うように強くお願いしましょう。

ところで、捜査段階における心がまえは、あくまで弾圧に村する闘いの姿勢を堅持し続けることにあります。とりわけ黙秘権を有効に活用することは必要です。また、そこまでできない場合でも、供述調書に対する署名・指印を拒否することでも有効な場合があります（これは刑事訴訟法第百九十八条五項により、権利として認められています）。

なお、弁護人とは充分に打ち合わせをし、長期の身柄拘束をできるだけ避けるよう的確・柔軟な対応をしていくことも時には必要な場合があります。

2　家庭裁判所への送致段階について

前に述べたように、少年事件は、全件送致主義と言われるとおり、軽微な事件についての警察の簡易送致の場合を除いて、すべて一旦家庭裁判所に送られることになっています。

そして、まず、家庭裁判所の調査官及び裁判官の面接を受けて、観護措置をとるかどうか、すなわち、少年を少年鑑別所に身柄拘束するかどうかを決める手続があります。

ここで、さらにその後長期間の身柄拘束を受けるかどうかが決まることになりますので、この面接はきわめて重要です。家庭裁判所への送致の日時は、勾留満期の日が多いので（ただし、それ以前に送致される場合もあります）、弁護人に日程を調整して貰い、観護措置をとらないよう求める意見書を提出してもらうとともに、担当裁判官と面接をして貰って、観護措置の必要性がないことを裁判官に説得して貰うことによ

り観護措置が取られない場合がありますので、最後まであきらめないことが必要です。

観護措置がとられた場合で不服がある場合には異議の申立てができます（従来は権利としては認められていませんでしたが、二〇〇〇年十一月の「改正」で認められました）。この場合には家庭裁判所が合議体で判断して取り消すことがありえます。維持された場合には、さらに最高裁判所に対して特別抗告をすることができます（少年法第十七条の三。二〇〇〇年十一月「改正」）。

なお、家庭裁判所に事件が送致された後は、少年が捜査段階において選任していた弁護人が自動的に家庭裁判所の手続における付添人になるわけではなく、面倒ですが、家庭裁判所宛に、付添人選任届を提出する必要があります。事前に警察署の代用監獄での接見の際に署名しておくか、家庭裁判所への送致時に家庭裁判所で署名することができます。

観護措置が取られなかった場合には身柄は釈放され、自宅に戻れます。その場合には、以後、家庭裁判所の手続については、家庭裁判所から呼出を受けることになります。また、少年事件では保護者にも呼出がかかるのが普通です。

3　審判不開始になる場合

少年が家庭裁判所に送致された際に、観護措置をとられないで、釈放されたような場合には、家庭裁判所が「審判不開始決定」をする場合があります。

家庭裁判所が、調査官を通して調査をした結果、非行事実が存在する蓋然性がないとか、少年に対して保護処分を課す可能性がないという判断に達した場合（例えば、事案が軽微で初犯のような場合）には、家庭裁判所は、審判不開始決定をして、少年事件としての全ての手続が終了します。これは、成人事件における不起訴処分に似ています。

これは、少年事件においては、もっとも軽い処分であり、しかも、手続が早く終わる処分ですから、右に述べた条件を満たす場合には、審判不開始になるように、弁護士と一致団結して努力すべきです。

4　鑑別所に送致された場合

家庭裁判所の裁判官が観護措置をとることを決定したら、少年は、直ちに少年鑑別所に身柄を送られることになります。一般には鑑別所に入ることが終局的な処分のように受け取ら

れていますが、実際には、少年を外部からの影響を受けない状態で、その個性・家庭・環境・経歴・教育・事件の内容などを観察把握することを目的とする手続です。

少年鑑別所に送致になったら、知能検査・適性検査・その他家族関係・性格等に関するアンケート調査などが行なわれ、いずれの処分が適切であるかに関する鑑別結果が出されます。この鑑別結果は、家裁の判断に重大な影響を与えることになります。

したがって、弁護士とよく相談し、調査に村する方針についても充分練っておかなければなりません。

観護措置は原則として二週間ですが、通常はもう一回延長して、原則として四週間以内まで継続することができることになっています。通常は、必ず延長されており、大体三週間目前後のころに、家庭裁判所の最終の審判が開かれて処分が決められているのが通常です。ただし、死刑、懲役、禁錮に当たる罪の事件で非行事実の認定に関して証人尋問、鑑定、検証を行うような場合には、二週間ずつ三回までの延長が認められますので、最大八週間以内継続される可能性があります（少年法第十七条四項但書。二〇〇〇年十一月「改正」）。

家裁に事件が送られると、調査官の調査が開始され、少年鑑別所に送られた場合には、調査官が鑑別所に訪問して少年と面接した上で詳しく事情を聞くことになります。なお、調査に対して黙秘するかどうかは、弁護士の指示・指導に従って下さい。

5　審判手続について

家庭裁判所の審判は非公開で行なわれます（少年法第二十二条二項）。審判は、懇切を旨として、和やかに行なうとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」とされています（少年法第二十二条一項。二〇〇〇年十一月「改正」）。

審判の出席者は、少年及びその保護者の他、少年の付添人、そして裁判官・書記官および調査官は必ず出席します。重大事件の場合には、裁判官は三人の合議体で審理することがあります（裁判所法第三十一条の四）。また、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」や死刑又は無期もしくは短期二年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件については、検察官が少年審判に立ち会い、証人や少年に対して質問したり、意見を述べることができます（少年法第二十二条の二。二〇〇〇年十一月「改正」）。あくまでも、検察官は「審判の協力者」

と位置付けられていますが、少年は検察官から厳しく尋問される覚悟をする必要があり、非行事実を争う場合には激しいやり取りが予想されます。

なお、検察官が少年審判に立ち会う場合には国選付添人がつけられますので、私選の付添人がいない場合には、この時点で裁判所から国選付添人が選任されます（少年法第二十二条の三。二〇〇〇年十一月「改正」）。

少年は審判で意見を述べることができますが、それ以外の審判の手続とか運用は裁判官の裁量に委ねられており、基本的には成人の刑事訴訟の場合と異なって、職権主義で審理が進められます。

審判の結果、不処分にするか、保護処分にするか、あるいは検察官送致（いわゆる「逆送」）にするかが決定されます。

場合によっては、審判で結論を出す前に、三ヵ月ないし六ヵ月間、試験観察が行われることもあります。この場合には補導委託と言って、第三者に身柄が委託されて、そこで住み込みで働くような方法が取られることもあります。試験観察後、その期間の成績が良ければ、その後開かれた審判で比較的軽い処分が行われます（通常は、少年院送致になっても仕方がないような場合に試験観察を経て、最終的に保護観察にするような場合に利用されています）。

保護処分の必要がないと判断されると、不処分の決定がなされます。これには、非行事実が証拠上認められないという場合（非行事実なし不処分。成人事件の「無罪」に相当します）と、非行事実が証拠上認められるが、特に今回は保護観察までは必要でないとして不処分とされる場合（既に一定期間身柄拘束されて十分反省していると認められる場合）があります。

全くのでっち上げのような場合には、付添人である弁護士や家族と協力して、非行事実なし不処分決定を勝ち取るべく全力で闘うべきです。調査官、裁判官との期日前の面会・交渉活動も重要です。その際には、不当な予断と偏見を捨てさせ、事実誤認を正し、闘争の正当性を理解させることを明らかにしていかなければなりません。

審判においては、警察・検察により収集された不利益な証拠を争い、少年にとって有利な証拠調べ（特にアリバイ証人や取調べの捜査官など）を行うよう強く要求していかなければなりません。

なお、審判における訴訟指揮があまりにも不当な場合には、裁判官の忌避申立をすべきです（少年法の明文の規定はあり

ませんが、忌避の申立自体は適法とされています)。

なお、非行事実なし不処分決定は、成人の場合の無罪判決と同じ意味を持つものであり、身柄拘束期間に応じて、成人の刑事補償と同様の補償が受けられます（少年の保護事件に係る補償に関する法律)。

保護処分には、(イ) 保護観察、(ロ) 児童自立支援教施設(旧教護院)または児童擁護施設(旧養護施設) への送致、(ハ) 少年院への送致の三つの処分があります。

保護観察とは、少年を家庭においたまま、保護観察所の保護観察官の監督の下、地元の保護司が定期的に指導監督するというものです。その期間は原則として二十才までとされますが、良好であればそれ以前にほぼ一年単位で解除されることがあります。その間、種々の遵守事項が命じられ、通常、月に一、二度は保護司と連絡を取らなければならないことになっています。

児童自立支援施設または児童養護施設への送致はあまりなされることはないので、説明は省略します。

少年院には、初等少年院(十四才以上十六才未満)、中等少年院(十六才以上二十才未満)、特別少年院（犯罪傾向が進んだ十六才以上)、医療少年院があります。期間については、一般短期で約六ヵ月、一般長期で約一年とされています。

検察官送致決定は、家庭裁判所が、十四歳以上の少年に対して、死刑、懲役または禁固にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質および情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは検察官に送致することができることになっています（少年法第二十条一項)。また、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」の事件で少年がその犯罪を犯した時に十六歳以上であれば原則として検察官送致決定をしなければならないとされています（少年法第二十条二項。二〇〇〇年十一月の「改正」)。家庭裁判所から刑事処分相当として送致された事件については、検察官は、原則として起訴しなければならないとされています（少年法第四十五条、起訴強制制度)。

不当な保護処分決定が出されたと感じた場合には、高等裁判所に抗告をして、さらに争うことができます（少年法第三十二条)。重大な事実誤認（冤罪の場合）や処分が著しく重い場合（少年院送致になった場合）には抗告をすべきです。ただ、その場合でも、当然には審判の効力は停止されませんので(少年法三十四条)、元の家庭裁判所（原裁判所）か高等裁判所に対して執行停止の申立をするべきです。それが認めら

未成年者に対する法的手続きの流れ
法＝少年法
犯罪少年
捜査
司法警察官
送致
検察官
送致
法41
送致
法42
家庭裁判所
○観護措置(法17)　○試験観察(法25)
送致
法20
移送(法55)
不開始
不処分
検察官
起訴
地裁・簡裁
懲役等
罰金
無罪その他
少年刑務所
保護処分決定(法241)
少年院送致
保護観察
少年院
保護観察所
児童自立支援施設送致
児童養護施設送致
児童福祉施設
児童自立支援施設
(旧教護院)
児童養護施設
第二東京弁護士会法律相談センター・子どもの権利に関する委員会『少年事件実務ガイド』23頁掲載の図を一部利用させていただきました。

れない場合には、保護処分は執行されます（例えば、少年院送致決定がなされた場合には少年院に収容されます）。

高等裁判所の結果について不服がある場合において、憲法違反がある場合には最高裁判所に再抗告をすることができます（少年法第三十五条）。

なお、検察官が少年審判に立ち会った場合で、非行事実なし不処分になったり、軽い保護観察になったりした場合に、非行事実の認定に関して、法令の違反や重大な事実誤認があることを理由として高等裁判所に対して抗告受理の申立てができるようになりましたので（少年法第三十二条の四、二〇〇〇年十一月「改正」）、それに対する覚悟や備えも必要です。

6　さいごに

少年が逮捕されたらしいと思ったら、なによりもまず、救援連絡センターに連絡を取り、じっくりと対策を練ることが大切です。この準備が不充分なまま、素人判断で、やみくもに警察や家裁と応対することは危険です。救援組織と弁護士を信頼して、その指示に従って行動するようにして下さい。

三、勾留について

1　最初の七十二時間

取調の段取りには、法律で決められた時間の制限があります。逮捕されてから四十八時間は、まったく警察の裁量だけで留置することができます。警察は、この間に検察官に送致（送検）するかどうか決めることになっています。送致しない場合、警察は被疑者を釈放しなければなりません。送致とは、四十八時間以内に被疑者の身柄と関係書類と証拠物とを検察官に引き渡すということです。

検察官の持ち時間の制限は二十四時間で、この間に検察官は警察から送られてきた被疑者と書類を調べて、釈放するか、さらに勾留請求するか決めなければなりません。警察に対するのと同じように、検察官の取調にも完全黙秘で対応します。さらに取り調べる必要があると検察官が判断した場合には、裁判官に勾留の請求をします。いずれにせよ、逮捕後七十二時間以内に警察・検察の取調が行われ、裁判官の決定によってそれ以降の勾留の要・不要が決まります。

検察官から勾留の請求が出されると、被疑者はこんどは裁判所に連れていかれ、裁判官の勾留質問を受けます。被疑者の勾留は、被疑者に対し、被疑事件を告げ、これに対する陳述を聴いた後でなければできないのです（刑事訴訟法第二百七条一項、六十一条）。

裁判官は、検察官から送られてきた書類に目を通して、本人に氏名や事件について聞いてきます。この時も完全黙秘です。裁判官に対する申入れが必要な時は、外から弁護人が裁判官との交渉を行います。

裁判官は、ほとんどの場合、勾留を機械的に認めています。事件の内容によっては勾留請求を却下することもありますが、現状では、勾留請求されたうち、勾留が却下されるのは一％以下に過ぎません。

勾留の理由としては、①住所不定、②証拠いん滅、③逃亡のおそれのいずれかがあげられます。これらの理由には具体的な事情がなければならないはずです。しかし、例えば、住所・氏名が客観的に判明していても、本人が黙秘しているなどという言いがかりで勾留の理由にすることが多いのです。

2　勾留期間と延長

勾留期間は、最初十日間、さらに十日間の延長ができます。結局逮捕後から七十二時間プラス二十日間以内（ただし内乱罪・騒乱罪はさらに五日間延長できる）の内に処分が決められます。逮捕されたら右の期間は最低勾留されることを覚悟しておきましょう。すぐ釈放されるのではないかという期待を持っていて勾留が決定・延長されたりすると、精神的に動揺する原因となります。

また、一人の被疑者に対して、いろいろな容疑を持ち出して再逮捕を繰り返してくることがあります。罪名の重さで驚かしたり、延々と続く勾留によって、絶望感に陥れようとしているのです。

3　接見について

被疑者は、逮捕された瞬間から権力の手の中におかれます。そんな状態のなかで外部の関係者や弁護人と会うこと(接見)や差入れは、被疑者を孤立させないために非常に重要です。逆に、この接見を禁止することで被疑者と外部は分断されます。ゆえに接見の確保は非常に重要な闘いと言えます。

刑事訴訟法では、被告人・被疑者との接見交通について次のように定めています。

刑事訴訟法第八十条（勾留と接見交通）

勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

＊第三十九条第一項に規定する者とは、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人になろうとする者のことを言う。

同第八十一条（接見交通の制限）

裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

＊被疑者にも本条が準用される。

この第八十一条によって、裁判所による勾留決定以降は、多くの場合弁護士以外の関係者が被疑者に接見することが禁止されるのが現状です。ただし、妨害されることも多いですが、法律的に言えば最初の七十二時間の段階では関係者や家族なども接見できます。また、泣き落としのために、黙秘を

続ける被疑者に対して家族だけは接見禁止が解除されることもあります。

接見禁止についてはその解除、場合によっては一部解除だけでも申し立てていくことが必要です。

四、留置場での生活

留置場の管理者は看守です。看守は、起訴か釈放かが決まるまで、検察官から被疑者をあずかっている立場ですから、被疑者が留置場の中で怪我したり病気したりしないように監督し、逃亡しないように見張るわけで、留置場の出入口付近に机と椅子があり、交代で事務をとります。

留置場での生活は、初めての人には精神的苦痛が大きく、最初の夜は眠れない人もあります。しかし、むしろ腹を決めて警察のなかの様子をよく見、同じ署に捕まっている人たちが、どんな不当な待遇を受けているかをよく注意して覚えておき、これを接見の時に弁護人に知らせましょう。

留置場での生活はどこの署も似たりよったりで、次のようになっています。

- 六時半起床、床上げ、洗面、点呼　七時朝食、運動　九時点呼　十一時半昼食　十七時夕食　二十時半就寝準備、点呼、洗面　二十一時就寝。
- 監房は板の間で敷物が敷いてあります。各自に毛布が数枚配布され、これが寝具になります。ハンカチ・チリ紙以外は持ち込めません。ただ私物戻置場があり、衣類の着替え、歯ブラシ、石鹸を留置場内で保持できます。新聞は留置場で一部を回し読みするようになっています。房内での姿勢は比較的自由ですが、よほどの病気でないかぎり横になることは許されません。
- 風呂は、原則として一週間に冬は一回、夏は二回くらい入れます。運動は一日一回約三十分、留置場内の運動場で行ないます。体操、爪切り、ヒゲソリができ、タバコも二本吸えます。洗濯は週に一回、健康診断を二週間に一回行います。運動場の窓からわずかに外光が入る以外は、留置場の中からは外が全く見えません。
- 監房には独居と雑居があります。同房の人と小声でなら話ができますが、時に看守が回ってきて、「うるさいから止めろ」と言ったり、時には自分が退屈なので、話し掛けてくることもあります。このような時、うっかり話にのるのは禁物。他の事件で入っている同房の人との話にも気をつけ

留置場の中

高輪署留置場全体図

ロッカー
運動場
警官待機室
検査室
接見室
1房
2房
3房
4房
5房
6房
7房
洗面場
監視台
倉庫
風呂
倉　庫
接見受付

ましょう。話をしてはいけないということではないですが、時には看守と通じている人もいます。

本来、勾留場所は原則として拘置所であり、警察署の留置場は、あくまで代用のものでしかありません。留置場が別名、代用監獄と言われきた所以です。

拘置所が法務省の管轄であるのに対して、留置場は捜査の当事者である警察の管轄です。被疑者を二十四時間監視下において取調ができ、「自白」を取るのに有利な場所です。これまで、幾多の冤罪事件の温床となってきました。

諸外国では、留置場が勾留場所とされている国はほとんどなく、日本と韓国とイスラエルくらいだと言われています。留置場はＤＡＩＹＯＫＡＮＧＯＫＵとして、国際的にも批判されているのです。

しかし、二〇〇六年六月に成立した刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律では「刑事施設に収容することに代えて、留置施設に収容することができる」（第十五条一項）と、法的根拠が与えられてしまいました。

代用監獄廃止への道のりは、より困難なものとなりましたが、勾留場所が留置場に指定されたならば、準抗告などで拘置所への移監を求めていく、勾留理由開示公判で問題にするなど、可能な限りの対応を追及していきましょう。

五、釈放になった時

釈放になった時は、できる限り早く救援連絡センターおよび関係者に報告しましょう。留置場の中の状況や差入れ品の届き方など、今後の救援活動の参考になることも詳しく報告して下さい。

(1)押収品の還付について

釈放の際、「押収品を返すために、名前・住所を書いていけ」と言われ、それまで黙秘していたのに、住所・氏名を書かされてしまったという例がありますから気を付けましょう。

押収品については、早急に返して欲しいものは、押収品目録があれば、留置番号で仮還付を請求できます。不要なものは所有権放棄の手続きをすれば警察が処分します。この際にする署名も、黙秘の場合は留置番号でいいのです。

(2)釈放時に注意すること

黙秘で身許も割れないまま釈放になった時、釈放後に尾行がつくことがあるので注意しましょう。また、政治的な活動をしている人の場合、釈放時に警察署の出口に家族を車で待機させ、警察が協力して車に押し込み、強引に仲間・関係者から引き離す策動が行われることがあります。

六、起訴されたら

1　起訴後の取調

起訴されても、警察の留置場からすぐに拘置所に移監されるとは限りません。そのまま留置場に置いて、取調を続けようとしたりすることがあります。起訴後の取調は任意ですから、絶対に拒否しましょう。取調であることを本人に言わずに房から連れ出して行うこともありますので、注意する必要があります。起訴後の取調で新たな事実が出て、別の件で再逮捕された例もあります。

また、再逮捕された時は、再度、救援連絡センターに弁護人選任をして下さい。自分だけで納得していても、外ではその事実を把握するのが遅れますし、分かったとしても警察の方は弁護人を選任していないと弁護士との接見を妨害することがあるからです。

逮捕時には付いていなかった被疑罪名で起訴されることもあります。この場合には「求令状」という検察官の手続きが必要になりますが、再逮捕とは違って、あらためて捜査が開始されるということではありません。

2　起訴後の弁護人選任について

起訴されて、数日あるいは数週間して、裁判所から「弁護人についての問合せ」があります。被疑段階に出した弁選は起訴後も有効ですから、すでに担当する弁護士が決まっていれば、通常は、そのまま裁判の弁護人となります。私選弁護人を付けることができない場合は、国選弁護人を依頼することになります。

3　移監、起訴後の接見禁止

大量起訴や重罪適用の場合など、起訴されてもすぐに拘置所には移監されず、起訴後、二、三ヵ月留置場に置かれた例もあります。起訴された場合は、弁護人を通して、直ちに拘

置所に移監するように要求する必要があります。

移監されたら救援連絡センターまで知らせて下さい。未決拘禁者や受刑者には、救援連絡センターの月刊紙「救援」を無料で差し入れています。起訴後も接見禁止が解除にならない場合は、弁護人に手紙を出して、家族や関係者に連絡して貰うことができます。

最近では、政治的な事件のほとんどに、起訴後も接見禁止が継続するようになっています。この傾向は一般にも拡大しています。面会や書籍の差し入れ、手紙のやり取りをする場合は、弁護人を通すか、裁判所に接見禁止の一部解除を申請して、許可を取らなければなりません。

被告人を孤立させ、重大な人権侵害でもある起訴後の接見禁止を解除させるために、何回でもねばり強く接見禁止解除申し立てを行いましょう。接見禁止の解除は、拘置所への移監、第一回公判の終了、重要証人の証言の終了、検察側立証の終了などを目途に行われることがあります。

4 拘置所の生活

拘置所は、未決被告人の裁判への円滑な出廷を保障し、逃亡・証拠隠滅を防止するための施設として法務省の管轄下にあります。法的には推定無罪の未決被告人に対して刑罰を加えることを目的としていません。逆に拘置所には、管理運営に多大な支障をきたさない限りにおいて、未決被告人の防御権（裁判を受ける権利）を可能な限り保障する義務があります。各房内には「所内生活の心得」「遵守事項（未決）」「生活の手引」という冊子が備え付けられています。参照の上、不明な点は職員に質問するようにして下さい。

拘置所の生活は決められた日課によって、起床・就寝・食事・点検・運動や入浴などが行われますが、それ以外の時間は、自由に学習や裁判準備などを行うことができます。そのため、各人には机が配布され、決められた数の衣類や本・文具・日用品・食料などを自分で手元に保持し使用することができます。

午前七時起床(休日は七時半)、午後九時減灯就寝態勢。夕方五時の仮就寝で希望者は蒲団を敷いて休むことができます。施設によっては昼食後、昼寝をすることができますが、それ以外の時間は基本的に房内に座っているように言われます。起床後、夕方五時前に点呼が行われます。東京拘置所では、減灯後、読書・文書作業などをしていても、静粛にしている限り注意を受けたりすることはありません。

運動、入浴は曜日ごとのスケジュールに沿って順番に行われ、午前・午後に十五分ずつ房内体操の音楽が流れて、房内で運動することができます。

医者の診察を受けたり、職員に質問や抗議をしたり、便箋以外の物で手紙を出したり、ノートを使う、領置している物品を房内に取り寄せる(舎下げ)、房内の物を外の人に渡す(宅下げ)、同じく倉庫に預ける(領置)など、全てのことは願箋を提出して行います。週曜日の毎朝看守が注文を聞きにきますから、その時に申し込みます。もちろん他の時間でも可です。

食品以外で房内に所持できる物品(本・パンフ・文具・衣類・日用品など)には数量制限があり、規定数以外の物は領置させられます。

さらに近年、各施設においては、旧来制限のなかった領置品の量そのものを一律に制限しようとしています。施設によってその量に差がありますが、東拘では、衣類・本・パンフ・日用品などの全てを一人リンゴ箱二・五箱分にしろ、それ以上のものは処分または宅下げにしないと購入・差し入れを認めないという暴挙を行っています。同時に、旧来制限のなかった公判書類の房内所持についても三メートルまでに制限しています。被収容者の相次ぐ抗議により、最近は制限が緩められていますが、不当な規制が加えられた場合は、「所長面会要求」などの抗議をすべきです。

こうした領置品総量規制・房内所持制限は、いずれも公判用の書類や資料を除外するものではなく、在監年数や裁判の内容、面会や支援の有無など個々の被収容者の事情を全く考慮することのないものです。こうした規制が未決被告人の公判準備・防禦権の行使や、財産権を著しく侵害する恐れのある違憲な規制であることは明らかです。

同規制の撤廃に向けて様々な取り組みが行われていますが、あくまで未決被告人としての防禦権行使・人権防衛の観点から、不当な規制に対しては抗議し、あるいは弁護人や救援連絡センター、監獄人権センター(東京都千代田区神田小川町三―二八―一三ラフィネお茶の水八〇七　菊田法律事務所気付)などの仲間とともに闘いに取り組んで下さい。

その他、日常生活において疑問な点、困ること、職員の不当な行為などについては願箋を提出し、あるいはその場で問題を指摘し、説明・改善を求めて下さい。願箋の種類としては、「領置願」「(舎下)交付願」「面会時間配慮願」「面会時携行願」「書籍・新聞購読・購入願」「(パンフ等)合冊願」「(パ

ンフ等）宅下・切り抜き許可願」「電報発信願」「（小包等）郵送願」「送金許可願（書留・振替等）」「特別発信許可願」「購求及代金支払願」「出廷時携行願」「メモ用紙携行願」「歯科治療願」「諸願箋(房内書籍期限の更新願、便箋代用品の使用願、便箋裏面使用許可願、区長面会要求など)」があります。他にもあるようですが、特に要件がない限り開示されません。仕事を増やしたくない、ということのようです。

5　入所手続き

拘置所への移送は、警察によって署ごとに集団で、または単独で行われ、拘置所の入所検査室で身許を引き渡されます。ここで入所手続きと検査が行われます。

入所手続きとしては、①簡単な人定質問（名前、年齢、住所、職業、前科、家族、連絡先など）が行われ、収容番号を言い渡されます。以後所内での手続きは全てこの番号で行われます(公安事件は八千番台、受刑中未決は二千番台など)。②写真撮影③いったん全部裸にされて、身長、体重、体の傷などを調べる④健康診断⑤「領置調べ」という全ての所持品を係官と一緒にリストにする作業などが行われます。

施設によって順序ややり方は違います。例えば東京拘置所女区では、身長、体重測定時にシャワーを浴びさせます。

「領置調べ」では、すぐに使える物、房での使用は不許可の物、いったん領置・検査してから使用できる物を仕分けします。この時リストを在監者にはくれませんから、自分で何を持っているかよく記憶しておくか、可能なら自分用のメモを作って房に持っていくといいです（それができない場合は後日「領置リスト閲覧願」を出して、書き写すことはできます）。

6　房について

拘置所の房には五～八人位用の雑居房と、独居房があります。さらに独居房の中には天井に監視カメラがついている「第二種独居房」と言われる房があります。「第二種独居房」を当局は自殺防止のためと言っていますが、プライバシーの侵害、精神的・肉体的圧迫、拘束感の強い非健康的なものです。ここに入れられた場合は、係官にその理由、説明を求め、早期に一般房への転房を要求しましょう。

雑居・独居の振り分けも、拘置所側が一方的に判断して行っていますが、自分の性格や習慣に合わない場合は希望を出して変えて貰うようにして下さい。

さらに拘置所には「保護房」「保安房」と呼ばれる隔離・密

拘置所房内

閉房があります。当局はこの房を「他害・自傷のおそれのある者などの保護のために使う」と言っていますが、多くの場合、当局に抗議する者の隔離、見せしめ報復弾圧などに使われています。この房は床と壁にラバーを貼り、一切窓はありません。トイレは床に穴が開いているだけで、自分では流せず、蒲団を含むすべての家具や所持品もありません。食事は発泡スチロールの器で供されるという極めて非人間的なものです。

どのような房に入れられ、どのような処遇を受けているかなどは、入所後できるだけ早く外の人に知らせましょう。

7　通信・面会・接見禁止の場合の対応

接見禁止が解除になると、未決被告人は、弁護人の他にも、誰とでも文通や面会・書籍等の授受ができるようになります。一日にできる面会や発信の回数や人数、時間、量は、施設によって違いますが、受信には制限がありません。

弁護人との面会は、時間制限なく（弁護人が申し込む）立会看守なしで行うことができます。時々ドアの外で職員がじっと聞いていることがあります。その場合は、秘密交通権の侵害として、弁護人とともに抗議しましょう。

一般の面会の場合、立会看守が同席して記録を取ります。東京拘置所の場合一日一回三人までで、十五〜二十分間ですが、遠くからの人や高齢の人、重要な話のある人などの場合は理由を付して「面会時間延長願」を出せば少し延長することができます。

手紙は、東京拘置所の場合一日一通で量の制限はありませんが、「特別発信許可願」を出せばさらに三通、計四通までの発信が可能です。手紙は封をしないで係に渡し、当局が検閲をした後で投函します。

弁護人とのやり取りを含め、手紙（及び書籍・パンフ）は全て検閲されて、発受信や閲読が不許可になったり、書き替えさせられたり、墨塗りにされることがあります。その場合、理由を正し、不当である旨抗議するとともに、弁護人や救援連絡センターなどへ報告して下さい。

接見禁止中の場合は、弁護人以外の者との面会・文通および本やパンフを受け取ることもできません。しかし裁判所宛に「接見等禁止一部解除」を用件毎に提出して許可されれば、指定した人との面会や手紙の発受信、特定の書籍・パンフの授受が可能になります。接見等禁止一部解除手続きの様式は、担当が見本を持っていますので、それを参考に行って下さい。

8　入浴・運動

体を動かすことの少ない拘置所生活において、入浴・運動は健康維持にとって欠かすことのできない日課です。意識的・積極的に励行しましょう。

施設によって違いますが、東京拘置所の場合冬場は月〜金の間に二回入浴、その他の三日は運動、夏には三回入浴二回運動で土・日祝日はどちらも休みです。

入浴場・運動場はどちらも雑居用・独居用に分かれていて基本的に独居の人は単独で、雑居の人は集団で行います。入浴時間は十五〜二十分、運動は三十分です。

また曜日に関係なく朝一〇時前と午後三時前に各十五分間ストレッチや房内体操の音楽が流れます。この時間には房内でも運動をすることが許されるというわけです。

獄中生活（特に未決）は運動不足になり、足腰が弱ります。自分に合った運動を工夫し、体力の維持に努めて下さい。

9　自弁購入

所持金がある場合、拘置所内で必要な切手・文具・日用品・新聞・本・食料品・嗜好品や肌着などを買うことができま

す。ただし本以外は拘置所が指定する業者から、決められた銘柄のものしか買うことができません。例えば東京拘置所では新聞は読売か朝日です。便箋は三十年間「藤壺」だけだったのが、この数年、横罫・縦罫のものが追加されました。他に「購求及代金支払願の願箋」で、便箋として使用可能なB5事務用箋（コクヨ　ヒ−511N）、原稿箋（コクヨ　ケ−35）、コピー用箋（コクヨ　コヒ−21、コヒ−11）などを購入できます。

これらは決まった曜日に看守が受付を行いますので、舎房に備え付けの商品リストを見て申し込みます。三〜五日後に商品が届き、お金は領置金から差し引かれます。

所持金がなくて自分では買えない、または入所直後に検閲のため自分の所持金を使えないなどの場合は、日用品はもちろん衣類や文具・図書・弁護人や家族への連絡のための便箋や切手なども官物の支給または貸与を受けることができます。遠慮しないで担当看守に事情を話し、手続きをして利用して下さい。特に移監直後の弁護人への連絡は、所持品の交付を待つことなく、切手・文具の貸与で至急行って下さい。

衣類や図書についても不自由な場合、必要な場合は借りることができます。本は私本を持っていても、官本を借りることができますから、リストを見て活用するといいです。

10　医療

拘置所では、定期的な診察日を設けて希望者の診察・治療を行っています。しかしこの時の医者は専門医ではないために、しばしばおざなりな診察と投薬になりがちです。持病のある人は、早期に診察を申し込んで、はっきりとその由を伝え、治療対処の方法・希望を提起して下さい。専門医の診察を希望することも必要です。

診療日以外でも、具合の悪いときは、担当に要請を出して診て貰って下さい。手遅れにならないように早め早めに対処することが必要です。

塀の中の医療は、病人の病気を治すと言うよりも「とりあえず死なない程度に生かす」水準の医療が多いです。重病であるにも関わらず十分な治療が受けられず病気が悪化したり、後遺症が残ったりした例は少なくありません。施設や人材の不足にその根拠がある場合もあります。私たちとしては病気になったら早期に対処すること、病状がひどくなる前に外に知らせて治療監視や専門医治療の要請、医療保釈の要請などを行って貰うようにしましょう。日常的に、病気にならない

よう健康管理に注意しましょう。

11 懲罰

拘置所では「次の行為があったときは、規律違反として懲罰を受けることがある」として、実に二十五項目が羅列され、職員の訴えにより職員が取調べ・審査して罰則が科されることがあります。

規律違反とは、例えば「みだりに大声を発し、放歌し、口笛を吹き、扉や壁をたたき…」、「喧嘩口論をし、又は粗暴な行為もしくはわいせつな行為をしたとき」、「他の人に対して暴言を吐き又は暴行し、もしくは暴行の気勢を示したとき」、「他の人を誹謗中傷し、もしくは侮辱したとき」、「物品を不正に借り…」、「残飯やゴミ等を所定の場所以外に…」とか「他の人に窓越しに話しかけ合図をし…」といったようなものですが、規律そのものが一般社会常識に反するものである上「みだりな大声」や「暴行の気勢」などに基準があるわけではありません。また「他の人」とはしばしば職員の気分やプライドだったりします。

懲罰には色々な種類がありますが、通常は「軽屏禁・文書図画閲読禁止」というものです。これは弁護人以外との面会、弁護人を含む全ての信書授受の禁止・入浴・運動・房内での公判資料を含む文書図画の閲読・筆記および時間外の喫食を禁止して、一日中所定の位置に座っていることを強制するというものです。公判準備、防御権の行使を不可能にされ、肉体的にも精神的にも苦痛を強いることを目的とした人権侵害処遇です。

懲罰は、「規律違反行為」の後、職員による取調、幹部職員による審査会が行われます。弁護人の出席は認められず身内で形式的に裁判を行うようなもので、私たちの主張や弁明が認められることはほとんどありません。取調あるいは審査会の段階で、弁護人や救援連絡センターに報告しましょう。

懲罰は、一方的な「言い渡し」によって執行・開始されます。この時、医者が同席して体調をチェックすることになっていますが、体重の測定をして「異常なし」と言うくらいのことしかしません。持病のある人や体調の悪い人はしっかりと訴えて、きちんとした診療を要求して下さい。拘置所は在監者の健康維持よりも、懲罰の執行を優先します。かつて懲罰のために病状が悪化し、手術にまで至る重症になった例もあります。

体調の不良は勿論ですが、公判準備のため早急にやらなけ

ればならないことがある時、弁護人との連絡など緊急・必要な場合などには「懲罰執行の一時停止願」を出して、体力の回復や裁判の準備（防御権の行使）を優先してください。また、懲罰中も必要な公判準備資料は房内に置いておくこと、一日に何時間かは筆記具を使用することは「願い出」によって可能です。ただ言われるままに服するのではなく、人間として、未決被告人として当然の権利の防衛と追求に努めましょう。

処遇などに問題のある時は、弁護人や救援連絡センターに報告・相談すると共に、幹部職員（所長や課長）に面接を要求して説明や謝罪・改善を求めること、さらに法務省への直訴である情願を行うことができます。不当な処遇や扱いに対しては泣き寝入りしたり、あきらめたりせず、改善に向けて取り組みましょう。

12　保釈申請と公判の準備

起訴した後、検察・裁判所は長期勾留という弾圧を掛けてきます。

刑事訴訟法第六十条二項

勾留の期間は、公訴の提起があった日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。…

多くの場合、「証拠隠滅のおそれ」「逃亡のおそれ」などの理由で長期勾留をしてきます。何の手続きもしなければ放置され、更新が継続されます。

保釈申請は、起訴後はいつでも何回でもできます。保釈申請は、「勾留されている被告人又はその弁護人、法廷代理人、保証人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」（刑事訴訟法第八十八条）などが行うことができます。保釈申請の段階で被告の氏名、住所を明らかにしなければなりません。そうでないと「被告人の氏名又は住所が判らないとき」（刑事訴訟法第八十九条六項）を理由に却下されます。この時、同時に保釈後の制限住居、身柄引受人を裁判所に明らかにします。

これと共に、公判の準備をする必要があります。公判は、でっち上げを暴いたり、無実を立証するなどの重要な闘いの場となります。関係者との意見を一致し、弁護人（団）とも密接な連絡をとっていく必要があります。特に、複数の仲間

が同じ事件で起訴されている場合には、「被告団」を結成して、統一公判を要求しましょう。分離公判が行われると、事実を争わないで結審することが多く、その裁判結果（判決）が証拠として使われるなど、他の審理に多分に影響を与えることになります。

13 下獄する時の準備

裁判で実刑が確定すると、下獄することになります。身柄が拘置所にある場合は、確定から二週間後くらいで「分類」という状態に置かれ、一般の面会や差し入れができなくなります。その後、二週間位の間に刑務所に送られることになります。服役する刑務所の希望を聞かれますが、ほとんどが当局の都合で決めるので、希望どおりになることはほとんどありません。

刑務所の生活について、あまり知る機会がなく、不安を感じるということがあるかもしれませんが、実態を事前に知っていればその不安も解消します。健康に注意し、堂々と人間としての権利を貫いて出所を勝ち取りましょう。そのための必要な準備について簡単に紹介します。

保釈中に刑が確定すると、検察庁が出頭日を通知してきます。出頭する期日はだいたい刑が確定してから二週間後くらいになります。もし病気の治療などの事情があって下獄を遅らせたければ、検察庁と直接交渉することができます。もしこの期日を無視して出頭しなかったりすると収監状が出され路上で拘束され、そのまま下獄ということもありますから注意して下さい。

出頭日が決まったら、次に身許引受人を準備します。身許引受人とは仮釈放が適用された時、その期間中「身許を引受ける人」ということです。身許引受人であれば、本人との面会、手紙のやり取りがかなり保障されます。身許引受人は家族以外友人などでも可能です。身許引受人の申請は下獄後、刑務所の中で申請するので、あらかじめ探しておく必要があります。ただ、認められるまで何年もかかるケースもあり、そのかん、身許引受人の環境調査（仮釈放時に同居できる状況かどうかなど）などもなされます。

次に、出頭する時に持っていく必要があるものを列挙します。

現金（自由に使えるわけではないが、ある程度は持っていたほうがよい）

本（よく選んで、できるだけ持ってゆく）
便せん、封筒、はがき、切手類（封筒は二重は不可。白の一重がよい）
ノート（できるかぎり厚いもの）
石けん（工場に出ると月一個くらい使います）
歯ミガキ粉、歯ブラシ
タオル、チリ紙（タオルは厚手の無地のもの）

これらは刑務所の中でも買えますが、購入の機会が月一度しかなく、手元に届くにはさらに一ヵ月もかかります。
検察庁に出頭すると、すぐ分類刑務所に送られます。ここで二〜三週間いろいろ調査（知能テスト、性格診断テスト、個人面接など）された後、出獄まで受刑する刑務所へ移送されます。移送先は本人からの知らせによって分かります。外部から問い合わせても一般的には教えて貰えません。
受刑者の処遇は、旧来の監獄法に代わるものとして、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」、「同施行規則」が二〇〇六年五月二十四日から施行され、大きく変わりつつあります。
面会は親族のほか、面会を必要とする事情のある者が対象になります。その事情としては「交友関係の維持のため」という理由も認められています。三人までは一緒に面会できます。
面会できる回数は優遇区分（半年ごとに受刑態度を評価して一類〜五類に所長が指定します）によって異なりますが、最低でも月二回以上と定められています。
文通の相手先については特に問題がない限り制限はありません。救援連絡センター宛にも受刑者からの便りが沢山届くようになりました。ただ、相手も受刑者であったり、いわゆる暴力団構成員と見なされると「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」として禁止されるケースが多いようです。
発信できる回数は優遇区分によって異なりますが、最低でも月四通以上と定められています。受信回数には制限はありません。
不当な発受信の制限については矯正管区長あてに「審査の申請」を行うことができます。
なお、受刑者処遇に移る際、面会や文通が予想される相手先のリストの提出が求められますが、後から追加や変更ができます。事前に提出してあれば手続きが早く済む、という意味あいのものとされています。

再審請求や獄中訴訟で、弁護士（弁護人）と面会や発受信する場合は、制限はありません。

面会・文通に関すること以外にも受刑生活に伴なう様々な問題が生じることと思いますが、外部とのコミュニケーションを保ちながら、解決の道を共に考えていきましょう。

第三部

黙秘で闘おう

一、取調との闘い

1　黙秘で闘う

(1)黙秘するのって、本当は簡単なこと

取調に対しては、完全黙秘で闘います。黙秘とは、警察官・検事・裁判官などと一言も口をきかないことです。貝のように口を閉ざして、ただひたすら黙っています。

黙秘するのは「難しい」と言われていますが、本当にそうでしょうか。とにかくただ黙っていればいいのですから、実は一番単純・明快、簡単で、やろうと心に決めたなら、誰にでもできることではないでしょうか。

もし政治的な事件で逮捕されたら、国家権力との間に何の対話も有り得ないことに思いを致して下さい。闘う思想が試されているのです。

もし政治的でない事件で逮捕されていても、黙秘権は自分の権利です。何かやってしまった人も、濡れ衣の人も、あらゆる事件で逮捕されている人が、黙秘についてよく知り、きちんと権利を行使していって欲しいし、できると思います。

(2)完全黙秘こそ唯一・最強の武器

完全黙秘とは、取調の最後まで黙秘を続けることです。完全黙秘こそ、法律の素人とである被逮捕者が、この身一つで、取調の専門家と対等に闘うための、唯一・最強の武器です。

完全黙秘で闘うと、取調の主導権は完全にこちらのものになります。むこうは「一言でもしゃべってくれよ」と必死でなだめたり、すかしたり、脅したりしてきますが、それでも駄目となればしまいにはあきらめムード、「どうせ何も言ってくれないんだろ」と、黙って自分の本を読んでいたり、居眠りをしていることもあるのです。

事実関係は勿論、氏名・住所についても黙っています。雑談もしません。自分のことは勿論、他の人のことも言ってはいけません。また、全ての調書への署名・指印を拒否します。黙ったまま、取調べ担当の警察官たちが言うことはしっかり聞いていて、接見に来た弁護士に報告し、相談します。

弁護方針については、色々な情報を集めることができて様子が分かっている外の仲間や弁護士とよく相談して決めていきます。仲間や弁護士を信頼し、外のことは外に任せて、自分では獄中の黙秘の闘いに全力を集中しましょう。黙秘の闘いがあってこそ、有利な事情や証拠を集めて有効に闘うこと

ができます。

ちなみに供述調書は、被疑者が述べた通りを記録したものではありません。警察官や検察官が要約・作文したもので、どう転んでも自分の気持ちにぴったりくるようなものではありません。どだい、相手に分かって貰おうと思うのが無理な話なのです。もし不当にも起訴されたとしても、供述調書がなければ裁判で闘い易くなります。

途中でしゃべってしまったとしても、くじけずに踏みとどまって態勢を立て直し、できるだけ早く完全黙秘に戻りましょう。

2　黙秘の意味

(1)黙秘権―自分で自分を守る権利

黙秘権とは、自分を有罪に陥れるような不利益になることについて、自分の側からは何もしゃべらなくてもいいということです。

憲法第三十八条一項

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

それは、国家権力というものが、常に不正（例えば取調における拷問や脅迫など）を行う可能性のあることを認めているだけでなく、個人が国家と対等であるという立場に立って、人がもし仮に法を犯すようなことをやっていたとしても、自分で罪を負うことを拒否できる、自分で自分を守る権利があるということです。自己に不利益な供述を権力が強要することはできないということです。

(2)他人のことはしゃべってもいいのか

では、自分のことは黙秘し、他人のことはしゃべってもいいのでしょうか。そんなことはありません。考えてみて下さい。もしある事件で一緒に何人かの人が逮捕され、それぞれが自分のことは黙秘しても、他の人のことをべらべらしゃべってしまったとしたらどうなるでしょうか。昔から自分が助かるためにお上などに仲間（他の人）を売ること（＝密告）は人として最低のこと、道義的に許されないこととされてきました。密告は人道に反することなのです。

国連の拷問禁止条約は、拷問が、自分のことだけでなく他の人のことを供述させるために拷問が使用されるのを当然ながら想定し、これを禁止しています。

(3)法律に頼らない黙秘の闘いを

そもそも法律の基になっているのは、社会で作り上げてきた慣習法です。そして法律は、個人を主体としてその権利を保証しようとする側面を持っています。これまでの長い歴史の間に、個人の自由を拡大する様々な権利が勝ち取られてきました。しかし同時に法律は、国家権力の支配の道具として、そのつど勝手に改廃されてきました。警察の捜査権限を増大するために、近代刑法の原則もかなぐり捨てて共謀罪を新設しようとしていることを見ても明らかです。その時々の社会の力関係を反映したもので、決して絶対・普遍的な価値を持つものではありません。

例えば、もし密告を奨励するような法律や制度があるならば、それは人道に反する悪法、悪い制度と言わざるを得ません。ところが実際には、中世の「魔女狩り」、近代では戦前の日本やナチスドイツ時代、ソ連などで秘密警察の脅迫でひとびとに密告を迫る、一九五〇年代のアメリカにおけるマッカーシー旋風(「赤狩り」)など、そんな例は枚挙に暇がありません。現代でも証人保護法(日本でも組織的犯罪対策三法の中に導入)や賞金制度など、権力は密告を奨励し続けています。

黙秘権も、単に法律で保証されているから行使できる、あるいはするのではなく、国家の強権に対して個人の権利、尊厳を守るため、一人ひとりが自覚を持って黙秘を実行し、定着させ、育てていく必要があると思います。黙秘権がどう行使されているかは、権力の言いなりにならない自覚を持った諸個人の成熟度―民主主義の成熟度を表すバロメーターと言えるかも知れません。

(4)供述の任意性の問題

供述はあくまで任意でなければなりません。したがって、取り調べる側は被疑者に対して、「言いたくないことは言う必要はない」と、はじめに必ず断ってから取調に入らなければならないことになっています。

刑事訴訟法第百九十八条二項

前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

法律は黙秘権を保障し、あくまで供述が任意でなされなければ裁判で証拠にしないとし、捜査当局の自白偏重を戒めています。

刑事訴訟法第三百十一条一項

　被告人は、始終沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

同第三百十九条一項

　強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

同条二項

　被告人は、…自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされない。

　しかし現実はどうでしょうか。

　被疑者は密室の取調室の中に孤立させられ、圧倒的に強力な警察や検察など捜査当局と、ただひとり対峙を余儀なくさせられます。そして取調の第一の目的は、いまだに「自白を取る」ことなのです。そのために、あらゆる手段を使って自供を引き出そうとしてきます。

　いったん供述調書が作られてしまうと、ひっくり返すことは極めて困難です。長時間の取調や警察官の暴行など拷問的取調の事実を裁判で争っても、「任意性」や「証拠能力」について問題があるとされることはほとんどありません。裁判官は被告より捜査当局を「信用」しており、いくら法廷で訴えても、「被告人は罪を逃れるため嘘をついており、信用できない」と決めつけられ悔しい思いをするだけです。

　圧倒的に強い国家権力に対し、弱い立場の個人が闘うためには武器が必要です。その武器こそ黙秘権なのです。

3　黙秘の実際

　では、完全黙秘で取調と闘うとは、実際にどういうことでしょうか。まとめてみましょう。

- 黙秘とは、権力と一切口をきかないことである。事実に関しては勿論、氏名・住所も言わない。調書を作らせない。署名・指印も一切しない。
- 「やっていない」という言い訳（否認）は「その時、何をしていたのか」「誰がやったのか」を言わされるはめとなり、黙秘ではない。
- ウソは通用しない。二十三日もの間に辻褄が合わないことが出てくる。
- 他人の調書、写真、証拠品などを山と積まれても黙秘を守る。全て分かっていたとしても言わない（本人の供述

と、ほとんど同じ役目を持っています。表向きは棒で抵抗したとか、石を投げたとか、建物から出ろといったのに出なかったとかいう罪を問題にしていますが、本当は国家権力に抗して闘う思想と行動を弾圧し、転向させるのが目的なのです。

取調に当たっては、警察官もそうですが、特に検察官となると海千山千ですから、逮捕された時の人間の心理（こわい、寂しい、もう駄目だ、家ではどうしているだろう、これからどんな酷い目に遭うだろう、職場もクビになるんじゃないだろうか）を良く知っています。また人がそういう心理に陥った時、ちょっと優しくされただけで、うれしくなったり、感謝したり、気を許したりする心の変化もよく読んでいます。調べる時、高飛車に出たかと思うと、下手に出たり、おどしたり、急に物分かりのいいようなことを言ったり、同情してみたりで、こっちはうっかりするとうまい誘導に引っかかってしまうのです。

それをはね除けることのできる唯一の態度は、黙秘です。黙秘とは、何よりも自己との闘いですから、私たちはそれを武器として一歩も退かぬ意志を貫き通しましょう。

4 取調の手口

調書があるのとないのでは裁判は大きく違ってくる）。

- 自分の罪を軽くしようとして、他人の名前や行動を言わない。
- 雑談もしない。相手は雑談から巧妙に本題に入って供述を引き出そうとしている。趣味や技能そのほか本人に関するあらゆる情報を与えない。
- 差入れ簿に受け取りの指印をする以外、一切の署名・指印はしない。
- 黙秘は自分自身との闘い、思想の問題である。自分を信じ、獄外の仲間を信じて、毅然として人間としての尊厳を守り抜こう。
- 獄中での暴行、拷問的取調べ、そのほか弁護士に相談したい場合は、いつでもどこでも、刑事・看守・検事・裁判官に弁護士の接見を要求すること。ただし、接見妨害がありうる。すぐに接見がなくても自らを最良の弁護人として最後まで頑張ること。

さて、警察というところは、万事世間と違うことを覚悟しましょう。なかでも、政治弾圧の取調を担当する公安部は、戦前の思想犯を取り締まった特別高等警察部（略して特高）

取調に対する対応は唯一、完全黙秘です。

すでに見てきたように、日本において、逮捕された際、取調のために勾留できる期間は通常二十三日と、諸外国と比べても非常に長く、代用監獄制度は強化され、被疑段階の保釈制度は存在しません。また捜査官は、取調中であることなどを理由に、日時や面会時間など、弁護士との面会を制限することもできるし、親族や知人との面会や通信を一切禁止することも行われています。

このような、非常に密室度の高い、第三者のチェックが入りにくい取調べ制度の下で、警察官や検察官は、被疑者を孤立させ、二十四時間生活を管理して、自供に追い込もうとします。

向こうは、「君のためを思っている」、「しゃべれば出す」、「救援連絡センターの弁護士を解任せよ、それが社会復帰できるかどうかの鍵だ」と、まるで私たちのことを思っているかのように、涙すら流して言ってきます。釈放を餌話に供述を迫ってきます。しかし、しゃべったからといって釈放されたり、罪状が軽くなったりしたかというと、決してそんなことはありません。供述が証拠となって、かえって起訴された例が多いのです。全ては調べる側の都合、作戦であって、被疑者の都合なんか考えるはずがないのです。相手側に善意を期待したり、言っていることを信用したりするぐらい、ナンセンスな話はありません。甘言にのったり、家族の人情をダシにした落し穴にはまったりしないように、くれぐれも気をつけましょう。

取調では次のような手を使っています。

第一の手は、最高裁判例を出して「住所・氏名は黙秘権のうちに入らない」とか「名前がわからなければ差入れが入らない」とデマを飛ばし、氏名・住所からしゃべらせようとします。

第二の手は、「しゃべったら起訴しない」、「おまえの処分は私（検察官）が決定権を持つ。今の状態では間違いなく起訴せざるを得ない。だが君の将来を考えると、私は起訴したくない。黙秘をやめれば考え直す」と甘い言葉をかけてきたり、恫かつしたり、時には暴力を振るったりしてしゃべらせます。しゃべったら起訴です。

第三の手は、救援連絡センターの弁護士を解任させようという攻撃です。接見が間に合わなかったり、妨害しておいて、「お前は外部から見離されている」、「呼び出すことはできるが

弁護士は只では来ないぞ、後から莫大な金が請求されるぞ」と不信をあおります。「あいつらは昔は火炎瓶投げたり、内ゲバで人を殺したりした奴らだぞ」、「若い奴らに見離されたくないから救援活動をやっているんだ」と救援連絡センターの弁護士への誹謗を繰り返し、解任を迫ります。「救援連絡センターからの弁護士を拒否し、家族が頼んだ別の弁護士にしたほうが君のためにいい」と弁護人を変えさせたり、警察が他の弁護士を紹介することもあります。切り替えた人でも起訴されています。

第四の手は、「やっていないならしゃべれ」と言われ、自分もなにもしていなかったからいいと思って、逮捕時の状況などをしゃべってしまう場合です。これが他の人の証拠固めに利用され、裁判で検察側証人として引っ張り出されたり、逮捕前の行動を追及されて、他の罪名で起訴されたことが少なくありません。

第五の手は、「あいつがしゃべったからお前も言え」、「黙秘なんかしているのはお前だけだぞ」、「今頃みんな遊んでいるぞ」と仲間への不信をあおるやり方です。偽の調書を積み上げることもあります。いくら指印が押してあっても信用してはいけません。

第六の手は、「やったことなら男らしく話せ」、「主義・主張が正当だと思うなら堂々としゃべれ」、「俺は警察の中で社会変革を目指している。今の警察のあり方に批判があれば言ってほしい」などの論争を吹っかけてきて口を開かせようとします。

第七の手は、「分かっていることだから話してもいいじゃないか」と言ってきます。

「分かっている」のになぜ認めさせようとするのでしょうか。本人の「自供」「調書」が必要だからです。

第八の手は、何気なく世間話や郷里が同じだとか、同じ出身学校などからはじめる誘導尋問や雑談でしゃべらせようとします。趣味の話などにも乗らないことです。

第九の手は、「おまえは人間のクズだ。死ね」、「上の人間につれてこられただけで、本当はこんなことやりたくないんだろう」、「こんなこと辞めて女（男）の子とかと遊んでいるほうがいいぞ」と反発心をあおったり動揺させるやり方です。差別的な言葉を吐くことも少なくありません。

第十の手は、家族や家族の話を使った取調です。これは、親子や家族の情を悪用した常套手段となっていますので、注意が必要です。

家族（とくに母親）を取調室に連れてきて「泣き落とし」をかけてくることもあります。たとえ家族であっても、取調室に第三者を入れることは違法です。また家族が警察にきた場合は、面会室での面会であっても、きっぱりと拒否しなければなりませんし、拒否することができます。

警察は、どんなに離れた所であっても、家族のところに押しかけ、「子供の更生は親の責任」と言って、むりやり家族を取調室に引っ張ってきます。しかし、警察に自由を奪われている時、その面前で、警察に動員された家族と、本当の会話が成立するはずがありません。

家族が動員できない場合でも、「親の会社に行って嫌がらせをするぞ」、「親父もお袋も心配していたぞ」、「母親が入院したぞ」などと、あることないこと言って動揺させようとしたり、家や墓などの写真を撮ってきて見せたり、録音した家族の声を聞かせたり、家族の戸籍謄本を取り寄せて家族関係を話題にします。

黙秘を解くため、あらゆる手段を使ってきますが、どのような攻撃に対しても、完全黙秘でこれを打ち破ることができます。

5　供述調書を作られた時

万が一誘導尋問などに引っかかってしゃべってしまい、供述調書をとられたらどうするかも考えておきましょう。

刑事訴訟法第百九十八条三項

被疑者の供述はこれを調書に録取することができる。

同条四項

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

同条五項

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合はこの限りでない。

さて大切なのは、五項です。たとえ供述調書をとられたとしても、署名押印さえしなければいいのです。供述調書にかんじんの被疑者の署名押印のないものは法廷に証拠として提出できません。

いったん供述調書を取られても、それに法律上の調拠とし

ての価値を持たせないように、絶対署名捺印を拒否する。これが供述調書を作られた時の唯一の闘い方です。

刑事訴訟法第三百二十一条

被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名もしくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

二、勾留との闘い

1 逮捕された人の把握

逮捕があった場合、逮捕された人（被疑者）の関係者や家族がどれだけ早く逮捕の事実をつかみ、反撃する態勢を作れるかが、勝負の分かれ目となります。逮捕された人の把握は、街頭でのデモ行進などの場合であれば、逮捕を現認した人が救援連絡センターに連絡をとってくれるのが一番早いわけです。

一人でいた時に逮捕された場合、本人が「救援連絡センターの指定する弁護士」を弁護人に選任して、警察が救援連絡センターに弁護人選任の連絡を入れた時が、本人の逮捕を外部に知らせる最初の機会になります。そのためにも、「〇三―三五九一―一三〇一（ゴクイリイミオーイ）」は普段から覚えておく必要があります。

2 弁護人の接見

救援連絡センターは、被疑者からの弁護人選任の連絡を警察から受けると、できるだけ早く弁護士が接見に行けるようにしています。裁判所の勾留質問の前に裁判所で行う接見についても、確保するようにしています。勾留がついた後の弁護士の接見も行っています。弁護士接見の効果をあげるために、事前に関係者が弁護人との打合せを充分に行うことが重要です。

3 接見妨害について

弁護士との接見は警察官の立会いなしででき、接見の時間、回数の制限もなく、自由に認められています（刑事訴訟法第三十九条一項）。しかし、検察官は同条二項の規定を口実にして、接見の日時をずらしたり、接見指定書の授受を強制したり、会わせなかったりという接見妨害を繰り返してきました。

弁護士や関係者による準抗告や国家賠償請求訴訟などの反撃で、最近はほとんどなくなっていますが、いつまた復活するとも限りません。捜査当局の接見妨害があった場合には、法的な手段を含めて、直ちに反撃する必要があります。

逮捕直後の警察の接見妨害については、内田雅敏弁護士の国家賠償請求訴訟で「即時又は近接した時点に接見の機会を確保すべき」という、二〇〇〇年六月十三日の最高裁第三小法廷判決が判例として確定しています。

4　接見禁止について

裁判所が被疑者の勾留を決定する時、最近では多くの場合、接見禁止が付けられるようになっています。接見禁止が付くと、弁護人（または、弁護人となろうとする者）以外との接見はできなくなり、弁護士以外は本や新聞の差し入れができなくなります。接見禁止は起訴後も継続されることが多く、ますます長期化する傾向があります。

接見禁止でも、現金や衣類などの差し入れはできます。また、弁護人以外の接見や書籍の差し入れについては、接見禁止の一部解除を裁判所に請求して実現することもできますが、被疑者が黙秘をしている場合はそれを十分考慮に入れて行うことが必要です。

5　勾留決定に対する準抗告、勾留取消請求

裁判所の勾留決定に対しては、準抗告、勾留取消請求、勾留理由開示請求などを行うことができます。準抗告は勾留決定についての裁判に対する不服申立であり、裁判所の新たな判断を求めるものです。

勾留の理由または必要がなくなった時、裁判官は勾留を取消さなければならないので、別に勾留取消請求ができます。また、被疑者の病気、親族の冠婚葬祭などを理由にして、勾留の執行停止を請求することができます。それぞれの却下決定に対しても準抗告をすることができます。

勾留理由開示の請求は、刑事訴訟法第八十二条で明文化されていますが、憲法第三十四条「勾留の理由は直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」という原則に基づいています。請求権を有する者の範囲も広いので活用することが望まれます。巻末に書式があります。

被疑者が黙秘をしている場合、次のことに注意して下さい。検察庁も裁判所も、氏名を署名しないで留置番号などによる

いわゆる「黙秘弁選」を受け付けなくなっていますので、勾留理由開示請求などの手続きを進めていく際、弁護人としての立場を確保するためには、弁護人選任届に被疑者の氏名を明記しなければならないという不利益があることです。関係者は、この点を注意して、方針を決めるようにして下さい。

第四部

家族の皆さんへ

一、家族が逮捕されたら

1 警察に行かないようにしましょう

被逮捕者の家族の立場は、大変辛いものです。心配で夜も眠れないというのが、偽らない気持でしょう。けれども家族が悲しみのあまり取り乱すと、被逮捕者の闘いの足もとを堀り崩すことになりかねません。まずは本人の意思を尊重し、落ちついて、単独行動を取らないで欲しいと願わずにはいられません。警察は被逮捕者の身許を割るのに全力をあげ、それが分かるや、あらゆる脅し、甘言、ペテンを使って家族を警察署や検察庁に呼び出します。そして、不起訴にするとか刑を軽くするとか、いかにも本人や家族のことを本当に心配しているようなことを言ってきますが、警察や検察は家族を利用しようと考えているに過ぎないのです。家族関係を利用することは、完全黙秘している被疑者を落とすための常とう手段です。

呼び出しに応じると、次は本人に会わせようとするでしょう。そして、黙秘を解き供述するよう、説得させようとするのです。逮捕されている本人にとって、これほど悔しいことはありません。自分が大切に思っている家族が金網の向こうで、警察官と並んで、自分の闘いを崩そうとしている…。この気持を推し量って下さい。

警察は、家族を騙そうと思って猫なで声を出してきますが、もし少しでも警察のやり方に疑問をもったり、抗議すると見るや馬脚を現わします。警察はこのようにして家族を脅します。

- このようなお子さんがいる限り、あなたの家の娘さんや息子さんは将来結婚できなくなるし、いい会社に就職できないだろう。
- このような思想を持つようになったり、犯罪を起こすことになったのは親の教育の結果。親として責任を負うべき。
- お宅のお子さんのように頭がよく、優秀で優しい人間をこのままにしておくのは社会の損失。運動を止めるなら私がいいところを紹介してあげる。
- 私どもは本当にお子さんのためを思ってやっているのです。本人さえ反省するならば必ず釈放にして、いろいろ将来のことについて便宜をはかってあげましょう。

家族への呼び出しは、本人が頑張っている時、一層拍車がかかります。

捕われている本人にとって一番強い武器は黙秘です。その武器を家族の手で取り上げ、よかれと思ったことが逆の結果を生んでしまっては、家族にとっても不幸なことです。もう一度確認しましょう。家族が警察に行ったからといって、本人の処分が軽くなったりはしません。釈放時の身許引受人も必要ありません。あらゆる警察の誘いをキッパリと拒否して下さい。曖昧にしているといつまでも呼び出しが来ます。

2　個人で弁護人を選任するのは止めましょう

私たちは、逮捕された本人の闘いと立場をあくまで家族が尊重することをお願いします。個人で弁護人を選任することを止め、救援連絡センターや関係者に任せ、心配な時はいつでも相談しましょう。救援連絡センターの弁護士は、人権感覚に優れ、刑事事件にも多くの経験を積んでいます。黙秘が本人を守る唯一の道であると確信を持ち、些細な弾圧をも見逃さず抗議し、本人に的確な指示を与えてくれる信頼できる弁護士です。だからこそ、警察や検察は救援連絡センターの弁護士へのあらぬ誹謗・中傷を繰り返し、本人や家族に解任を迫ってくるのです。

- 直接警察へ行かない
- 弁護士を単独に選ばない
- 救援連絡センターや関係者と万事相談する

これを被逮捕者の家族のスローガンにしたいと思います。

二、任意出頭

1　呼び出しを受けた時

本人が逮捕された後で、親や家族が、警察から「ちょっと聞きたいことがありますから来て下さい」という呼び出しを受けた時、どうしたらいいかを考えましょう。呼び出しについては、第一部に詳しく書いてありますが、ここでは、呼び出しを受けた人が被疑者本人の家族の場合についてみましょう。

一般に呼び出しの目的は、呼び出される本人が被疑者である場合と、参考人である場合の二通りですが、ここで取り上げるのは、参考人として呼び出される場合（刑事訴訟法第二百二十三条一項）です。

このような呼び出しには一切応ずる必要はありません。

これは、裁判所が出す令状とは違って、検事や警察が捜査の都合で目星をつけた人に勝手に出せるものなのです。決ま

った形式も、法律上の強制力もない、いわば私信の類です。
呼び出しは何遍も来ることがあります。一番いいことは絶対に出頭しないことです。同時に救援連絡センターに相談しましょう。とにかく、警察はあらゆる精神的動揺につけ込んで、被逮捕者に不利な材料をできるだけ集めようとするのですから、家族も被逮捕者と一体となって闘うつもりで強くなりましょう。

2　出頭した時はどうするか

家族が自分で差入れに行った時に起こりがちですが、出頭したのと同じハメになって事情を聞かれる場合もあります。また心理的に負けて、どうしても一度は出頭しないと落ちつかなくなることもあるでしょう。こうして出頭してしまった場合のことを考えましょう。

刑事訴訟法第二百二十三条二項に、第三者であっても被疑者と同じく、同第百九十八条にあるように、「自己の意思に反して供述をする必要がない旨告げなければならない」「出頭後、何時でも退去することができる」「調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない」とはっきり書いてあります。勇気を出して「そういう質問には答えられませんから帰ります」と、はっきり言ってサッサと帰ることにしましょう。

また一人で不安な時は、弁護士と一緒に行くという手もあります。

3　警察官が自宅に取調に来た時

警察官が、自宅に取調に来ることがあります。何気ない調子で、「ちょっとお尋ねしたいことがあるんですが」と、その場で話を開こうとします。警察署へは絶対行かないと思っていても、「ここでいいから」と言われると、つい話してもいいような気になります。しかし、この場合も応じないようにしましょう。

- 家の中に警察官を入れない
- 話の相手にならない
- 帰るように要求する

この基本的態度を貫いて下さい。「入るな」というのに入って来たり、「帰れ」というのに帰らない時は、「住居不法侵入罪」（刑法第百三十条）です。「嫌だ」と言っていることを、いつまでもやろうとすれば、「脅迫罪」（刑法第二百二十二条、同二百二十三条）になります。

第五部　救援活動

一、救援活動を組織しよう

救援活動は個人でもできますが、友人や仲間と連絡を取り合って救援組織を作り、権力の弾圧に反撃し、より多くの人々を救援活動に結集させていくことも重要な役割です。差入一つをとっても、何人かの仲間で協力してやる方が有利なことは言うまでもありません。捜査段階では、差入・激励行動・抗議行動など、起訴されたら、裁判のために弁護士と連絡を取り、公判傍聴を始め、外へ向けての情宣活動を行ったり獄中被告に対する面会・差入・獄中闘争の支援などが行われています。

救援連絡センターは、救援組織と連絡を取り、被逮捕者についての情報を集め、弁護士の接見を依頼するなど、救援活動をスムーズにするための統一的窓口として特別な役目をもっています。救援連絡センターと各救援組織とはそれぞれ独立した組織で、上下関係はありません。公安事件や労働事件以外でも早急に救援対策の責任者を決め、救援連絡センターと連絡を取るようにしましょう。

二、留置場での差入

差入は、留置場の内と外を結ぶ重要なパイプです。被疑者は、差入を受け取ることによって、多くの人々の支援を感じ、勇気付けられるものです。勾留・取調という名の、捜査官の執拗な不当な自白強要、オドシに対する監視の役割を果すことにもなります。ここでは自分のできる範囲で救援活動をする時の手引きとして例をあげて説明します。

1　救援組織との連絡

逮捕があると、まず警察の留置場に留置されます。関係者は、救援連絡センターと連絡を取って、差入活動に参加できるように準備して下さい。

注意・電話は盗聴されている

救援連絡センターに電話をかける場合、その電話は盗聴されていると考えて間違いないので、逮捕者について問い合わせる時に、逮捕された者の氏名、所属などが分かってしまう

ことのないように注意しなければなりません。事件直後には特にこのことが必要です。黙秘で闘っている逮捕者についての用件は電話ですることは止め、直接救援連絡センターに行って、詳しい事情を話したり聞いたりしなければなりません。また、所属団体などの電話も盗聴されている可能性が高いので同様の注意が必要です。

責任者は救援連絡センターと打ち合わせて、担当の警察署に留置された人数と留置番号を確認します。被逮捕者の人数が多い場合など、分散留置となり、身柄を留置する署が決まるまでに時間がかかり、すぐには留置先や留置番号が分からない場合もあります。被逮捕者は原則として黙秘していますから、たとえ氏名が分かっていたとしても、差入時は留置番号を使うことが必要です。

2　差入品の用意

人数と留置番号がわかったら、次の段どりで差入品の用意をします。

(1)最初に入れる物

洗面用具……タオル、ハミガキ、ハブラシ、石けん、チリ紙など。

金……チリ紙やタバコなど中で本人が自費購入する場合に必要です。

下着……パンツとシャツ、くつ下、女子の場合は生理用品。靴下の長いものは入らない場合があります。下着は通常、留置場で洗濯できますが、着替え用として最低二、三組は必要です。

上着類……着替え用として、セーター、シャツ、ズボン、ジャンパーなど季節によって違いますが、本人のものが手に入る時は、それを差入した方がよいでしょう。ただしネームがついていないか注意します。ズボンのベルトは入りません。雨でぬれている時などは一刻も早く、着がえの衣類を差入しましょう。なお、逮捕時の着衣が、靴なども含めて一式証拠品として押収される場合がありますので、この場合も早く着替えを入れましょう。

(2)書籍

勾留決定と同時に接見禁止が付かなかった場合、本、雑誌などは差入ができます。接見禁止処分が付いている場合でも、裁判所の差入許可さえ取れば、本や雑誌も入ります。(「差入

許可願」は付録・書式参照）。

3　警察署での応対

(1)差入の受付時間

差入に行く時間は、ウィークデイの午前八時三〇分から午後五時一五分の執務時間内がよいでしょう。その上で、実際に面会できる時間は署によって異なるので、事前に確認しておきましょう。また、拘置所と違って、一日の面会人数に特に制限はありません。逮捕直後なら、洗面具、着替え、お金など、土・休日、夜間でも受け取らせるよう頑張りましょう。

まず、受付に差入に来たことを告げます。直接看守室へ行けと言われるところもあります。廊下のベンチで三十分以上も待たされることもあります。

(2)留置番号だけで

係官が来たら、何号と何号に差入にきたと告げます。相手はわざと、「それは逮捕番号か留置番号か」などと大声でおどかすことがありますが、「留置番号です」と答えます。「番号では駄目だ。名前は？」とか、「もう他の人が来たから駄目」と言ったりしますが、番号で入らないはずはありません。

(3)妨害に対して

警察はあらゆることを口実に差入を妨害しようとしてきますから、これとの闘いが重要です。「×番」が留置されているはずだとして差入を持っていったのに「そんな該当者はいない」と差入を妨害し、中の「×番」には、「お前は、差入も来ないじゃないか。もう外は見放しているんだぞ」といった形で責め立てたりするのです。あるいは「たらい回し」と言って、こっそりと被疑者を他の留置場に移してしまったりすることもあります。このような場合には、すぐその場から救援連絡センターに電話を入れて、「×番」が本当にその署にいるかどうかを必ず確認するようにして下さい。

4　その他の注意

(1)差入の期間

起訴されてもすぐに拘置所に移されるとは限りませんから、そのまま差入を続けます。

(2)怪我人がいる時

逮捕時、重傷でなければそのまま留置場に放り込まれ、ろくな手当も受けられない人がいます。差入時に「怪我人はい

ませんか。何号の傷は治りましたか。何か変わったことがあったらすぐ知らせるように」と言っておきましょう。

(3)令状逮捕の人について

逮捕令状によって、自宅や職場や街頭などで逮捕されることがあります。自宅で逮捕された場合は、衣類や洗面用具、現金など用意してくることができますが、そうでない場合は、着のみ着のままと思わなければなりません。

住所・氏名については、初めから分かっていたとしても、本人が名前をも黙秘していることがありますから、できる限り留置番号を調べて差入しましょう。

三、拘置所での救援活動

1　勾留

一般に逮捕されてから二十三日以内に、検察官は、起訴か、不起訴・起訴猶予あるいは処分保留としての釈放、いずれかの結論を出さなければなりません。不起訴・起訴猶予・処分保留の場合は釈放されるのですが、起訴されると在宅起訴を除いて拘置所に移されます。起訴されても留置場で取調が続けられることがありますので、その場合は移監請求を出して早く拘置所へ移させるようにしましょう。

拘置所は通常、未決囚つまりまだ刑の決まらない被告が勾留されるところです。

裁判所は、本来、被告について、①証拠隠滅のおそれがない②逃亡のおそれがない③住所が定まっている、ということを確認すれば、保釈しなければならないのですが、実際にはなかなか保釈を認めません。

保釈が許可された場合には、保釈金を積まなければなりません。最近は、金額が高騰し、最低の場合でも約百五十万円、罪名・組織や組織における地位・事件によっては、もっと高額の保釈金を払わねばならないこともあります。

何年も保釈を認めずに勾留しているということは、実質的に判決前に刑を先取りしていることに他なりません。最近では、判決が出た時には、すでにその量刑を上まわる勾留をされていたという例も多くあります。

このような不当な長期勾留を許さず、粘り強く保釈を要求していくことが大切です。

2　面会

自由を剥奪され、獄中に置かれている人々の闘いを心身ともに支え、励ますために面会が行われます。

家族がしばしば接見しているというので、関係者がしばらく面会していなかったら、実は家族の接見はもっぱら転向を勧めるためのものであったなどということもあります。面会を家族にのみ任せるのは望ましくありません。

弁護士以外の面会は、一日一回と制限されているのが普通です。面会に行く前には救援対策関係者に連絡して調整し、また面会後もその様子を報告するようにしましょう。

当日、面会申込みをしたら、「懲罰のため面会させられない」と言われたり、申込みを済ませ、順番を待っている間に「事情があって今日は面会できない」と伝えられたりすることもありますから、数名の面会予定者を考えておいた方がよいでしょう。

なお、会いに行く側が会える獄中者の人数についても制限があります。東京拘置所の場合、一名の獄中者にしか会えません。千葉刑務所拘置区は三人まで、名古屋拘置所は無制限と拘置所によって差があります。面会の時間についても各地でまちまちですが、短いところで五分〜十分。頑張れば三十分程度の時間を取ることもできます。

慣れないうちはいささか緊張します。この場合、被勾留者の話を聞くことを第一にして、こちらから伝えるべきことは忘れないようにメモを用意して行くなど、短い時間を有効に使うよう心がけましょう。

また、最近、起訴後も接見禁止がつくケースが増えています。その場合は、弁護士以外は面会ができないだけでなく、手紙や書籍、文書等の差入もできなくなります。弁護士を通じて差入するか、「接見禁止の一部解除請求」を裁判所に申請してそれが通れば、許可された範囲での接見・差入ができるようになります。その場合でも衣類やお金、日用品などの差入は可能です。

3　差入

拘置所での差入は、面会とは別に申し込みますから、面会できない人にも、また何人にでも差し入れることができます。留置場への差入と異なる点は、拘置所内の売店にある品物しか入れられないもの（便箋、ノート、筆記用具など）があること、書物・新聞などの差入がし易いことなどです。書物や

衣類などは、不要になれば、獄中からの手続により、外部に返す（宅下）ことができます。
衣類については、獄中で購入できるものもありますが、季節より早く訪れる拘置所の冷えや寒さに対して、外から暖かい配慮を届かせることが大切です。
面会・差入れとは別に、獄中者との手紙の交換をすることができます。拘置所の住所などは巻末を参照して下さい。

《拘置所に差入できる物》

衣類……下着、上着、ズボン、ジャンパー、オーバーなど。
　拘置所によって枚数制限があります。
書籍……拘置所によって冊数制限があります。
現金……拘置所によって額にが制限あります。
食物……指定売店にある物。

四、傍聴活動

私たちは、公判を被告人・弁護人だけのものにしてはなりません。被告人とともに闘うこと、さらに司法権力の実態を自分の眼で確かめること、それが傍聴です。
傍聴者の数は法廷での力関係に影響します。裁判所は平日昼間しか開いていませんが、なるべく足を運んで公判闘争を支えていくことが重要です。また、裁判所の前でビラを撒くなどして広く訴えることも必要でしょう。
傍聴者が法廷内からあふれそうだと裁判所が予想する場合は事前に傍聴券が配布されます。その場合は開廷時間より早めに裁判所に赴き、並んで抽選を待たなければなりません。
法廷内で検事のでっち上げや、裁判官の審理の進め方に問題のある場合は抗議をすることも重要でしょう。このような行動は、もちろん「違法」ということで、「退去命令」を出されるでしょう。大勢で行った場合は「全員退廷」になることがあります。普通は法廷警備員が執行しますが、手に負えないときは機動隊が登場します。時には、「監置もしくは科料」になることもあります。
法廷等の秩序維持に関する法第二条にあたる行為をしたと裁判官が認める時、傍聴人だけでなく被告や弁護人も拘束を命じられ、その日の内に即決で制裁裁判が開かれ、監置あるいは科料という処罰を受けることがあります。監置というのは、身柄を拘置所に拘禁され、禁固刑と同様の扱いを受けるもので、最高二十日間まであります。科料というのは、罰金

として三万円までの額を支払わされるのです。
私たちは、傍聴を単にそのときだけのものとせず、裁判所がどんなことをしているか、その実態をメモし、できる限り多くの人々に暴露していく必要があると思います。

法廷等の秩序維持に関する法第二条
裁判所又は裁判官が…秩序を維持するため命じた事項を行わず、もしくは執った措置に従わず、又は暴言、けん騒その他不隠当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判所の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の科料に処し又はこれを併科する。
裁判所の庁舎等の管理に関する規定第二一条
一、放歌・高唱し、若しくはねり歩き又はこれらの行為をしようとすること
一、座りこみ若しくは通行の障害になるような行為をし又はしようとすること
一、裁判所の禁止に反し、写真機・録音機等を持ち込むこと
一、旗・のぼり・拡声器等を持ち込むこと
一、はちまき・ゼッケン・腕章等を持ち込むこと

これに触れた者は、退去命令で強制的に退去させられることになっています。

第六部

留置場での体験

私は二〇〇六年三月十四日、「ビラ・立て看板規制反対」の行動を起こしたことで、法政大学で他の二十八人の仲間と共に「建造物侵入・威力業務妨害」をデッチ上げられ、釈放されるまで、十二日間に渡って勾留されました。
以下、留置場の日常生活と取り調べの二点について自分の体験を述べます。

一、留置場での日常生活

日課は大まかに以下の通りです。

六時三〇分　起床、床上げ、洗面、掃除
七時　朝食
九時　運動
一〇時　取調
一二時　昼食
一四時　取調
一七時　夕食
一八時　取調
二〇時三〇分　就寝準備
二一時　就寝

食事

朝　ご飯、みそ汁、かまぼこ、佃煮、漬け物。
昼　食パン四枚。ジャムとマーガリンが塗ってある。
夜　ご飯、おかず一品、付け合わせ、漬け物。

昼食時には自弁（自費の弁当）を取ることができる。五百円。パックのジュースは百円。前日の夜に看守が注文を取りにくる。長く入っている人などは、食事以外に楽しみがないので、パンを残してでも自弁を食べる。

運動

朝食の後、しばらくすると運動の時間になる。タバコ（二本まで）、髭剃り、爪切りができる。この時、本を選ぶことができる。本の数は署によって随分違う。一度に室内に持ち込める本は三冊までと制限されている。

日常生活

洗濯は週に一回。朝出せばその日のうちに乾いて戻ってく

る。風呂は五日に一回。大きい署になると湯船につかる時間などなく、体を洗うのみ。

健康診断が定期的にある。血圧と聴診器で、至って事務的に終了する。

服が足りない時は、留服（とめふく）を借りることができる。

トイレは部屋ごとに付いている。換気が悪いので、流しながらしないと臭いが部屋中にこもることになる。

留置者

部屋には最大五人収容できる。盗み、ヤミ金、横領、オーバーステイ、クスリなど。三〜四割は外国人。

二、取調の実態

キャンパスで逮捕された後、大型バス二台に乗せられて、他の二十八人と共に麹町署の大会議室に連れて行かれ、逮捕番号順に座らされる。警官が二、三人付いているので、物凄い混雑。ここで押収品目録と所持品目録を取られる。かなり長い間待たされた後、留置先の署が迎えに来た順に移送される。自分は中央署。書類が引き継がれ、手錠を取り替えて、車に乗せられる。

中央署に着くと、一度取調室に入れられた後、指紋と写真撮影のために鑑識のところに連れて行かれる。指紋は、墨を塗るのかと思っていたのだが、スキャナーになっていて、画面の指示通りに指を置いていけば、自動的にデータ化されるようになっている。

まず弁録。名前を聞かれたりした後、弁護士選任について問われる。「救援連絡センターの指定する弁護士を選任する。代表弁護士は葉山岳夫先生。電話番号は〇三—三五九一—一三〇一（サー獄入り意味多い）」とだけ答える。

「きみは大学生か。私にも大学生の娘がいてね。もう四年なんだが…」などと言ってくる。住所は、賞罰は、と一通り聞かれるがすべて無視。

その後、食事。「お茶にするか、お湯がいいか」などと言ってくるが、これも無視して弁当だけ食べる。

食事が終わると、取り調べが再開される。「それで、例の大学生の息子なんだがね…」。娘じゃなかったのか。どんなに「人間味のある」言葉を投げかけてこようとも、取調の言葉はすべてハッタリなのだということを実感。

担当の公安は所轄の三人。警部補の二名が交代で調べを行

い、若いのは脇についてずっとノートを取っている。

調書はパソコンでつくれるようになっている。「黙して語らず」が並んだ調書とペンを目の前につきだして、「どうだ、署名するか」。しばらくすると引っ込める。初日は比較的早く終わった。

就寝後、弁護士接見が入り、日用品など差し入れ。勾留中接見は二、三日に一回ペースであったので、意思疎通はスムーズに行うことができた。

翌日は、検事調べ。検事自ら署まできた。三十分で至って事務的に終わる。さらに翌日が、裁判所で勾留質問。二十九人それぞれが単独押送で集結したので、裁判所の地下駐車場は大渋滞になる。被疑者同士が顔を合わせないようにするのだが、完全に遮蔽するのはどだい無理なので、一緒に逮捕された仲間とすれ違って挨拶をかわす。質問の前にも弁護士接見。

勾留質問は短時間で終了。裁判官は不機嫌そうな顔をしていた。裁判所にいる警官が勾留状を渡そうとしてきたが、無視して受け取りを拒否。

勾留が決定すると、取調もそれなりに力が入ってくる。翌日の調べの冒頭、自宅の住所と電話番号、両親の名前を大げさに読み上げて、動揺を誘おうとしてきた。さらに、いつ撮ってきたのか、自宅の写真を二枚置いて「これが君の家だ」と言ってみたり。彼らは、どうやらここに最大の勝負をかけていたようで、午前中の調べが終わった後、待機していたもう一人と顔を見合わせて「ダメでした」という顔をしているのを見て、「よし、勝った」と勝利を確信。

取調は、毎日質問項目を十ほど用意してきていて、毎回、面前で調書を作っていた。どちらかというと刑事事件の取調のような手法。後半になると若干転向強要の度合いが増すのだが。取調室は常にドアが開けられていた。一連の警官の不祥事続きで執られた対策だろうか。

初逮捕ということもあり、あの手この手で何とか口を割らせようとしてくる。わざわざ自販機でペットボトルの水を買ってきて栓を開けて目の前に差し出したり。回数を重ねるごとに取り調べのパターンも大体決まってきて、一人はインテリ気取りなのか、割と穏やかで、もう一人は口汚く怒鳴り散らすのみ。一人漫才をやって、笑いを誘おうとしてきたこともある。「笑うな、こういう取調もあるんだ」と。

それでも、彼らなりに転向強要の目的は果たそうとしてきていて、あれこれと動揺を誘おうとしてきた。家族を引き合

いに出して、「親を泣かせるようなことはするな」「今のままでは苦労ばかりするぞ」と言ったり、「救連絡援センターの弁護士だってタダじゃない。莫大な額を請求されるぞ」と救対への不信をあおったり。

「個人」や「家族」の「幸せ」なるものを対置して「自分だけは幸せになりたい」という感情を引き出し、増幅させようとしているようだった。権力の攻撃に膝を曲げて屈服した生き方を強いようとするものだ。何度も語られた「二度と法政大学には行くな」という言葉、これこそが連中の目的なのだ。しかし、いったん腹を据えてかかりさえすれば、相手が何を言おうとも、何の「効果」もない。完全黙秘こそ、唯一にして最大の武器だ。

今回の弾圧は、法大当局と公安警察が事前に示し合わせて、予め待機させた二百人の警官隊をキャンパスに突入させて、全員逮捕させるという一大政治弾圧であり、デッチ上げも甚だしい。「威力業務妨害」など、一切存在しない。だからこそ、権力は、何とかして本人の口から罪を認める言質を取ろうとしてくるのだ。

勾留満期の直前に勾留理由開示公判が入る。傍聴にきた仲間と久方ぶりに再会。公判では「犯罪事実」をこてんぱんに粉砕し、デッチ上げの不当性が満天下に明らかにされた。

最終日は、二人の公安刑事がそれぞれ「渾身の」転向強要をしてくる。午前は「命名○○」と私の名前を紙に大書し「君が生まれた時、どんな気持ちで名付けたかわかるか。親を大事にしろ」。午後は、夕食の時間に食い込むまで「組織をやめろ！」と大音声。十二日の勾留を経て、翌日釈放された。「○番、外に出て」と言われ、入口の所で所持品の入ったカゴを渡され、「○時○分、釈放」と号令がかけられる。外で押収品の還付の手続きを済ませた後、約二週間ぶりに外に出た。道を歩いていると、尾行に気づき（上着を着たり脱いだりしてごまかしていた）、振り切って救援連絡センターに向かう。

勾留の過程、留置場内では、朝昼晩と調べが続くので、あっという間に有名になる。口にチャックの仕草をして「これですか？」と運動の時などには聞かれることになる。大抵の人は調べに応じて、言い訳などしている内に辻褄が合わなくなって、余罪がどんどん出てきて再逮捕、ということになってしまうようだ。看守に気を許して話していたら、取調時にその内容を全て問い質された、という話も聞いた。「黙秘なんかしていたら絶対出られないよ」とみな言うのだが、結果的

には早く出ることになるのだ。

留置場に入るとすぐに「何をやったんですか？」と聞かれる。「法大で、看板の撤去に反対して…」と簡単に事情を話すと、「えっ、そんなことで逮捕されるのか？　何かの間違いじゃないのか」という話になる。

つたない英語とジェスチャーで外国人とコミュニケーションし「ノーウォー？」等々と話したり。

留置場と取調室を往復するだけの生活なので、空き時間には室内を歩き回ったり、腹筋や腕立て伏せをして、体力を維持することに努めた。

その後、三月の逮捕を口実に法大当局は私に退学処分を下し、その撤回の闘いの渦中で私はさらに二回逮捕されることになる。法大での逮捕者はのべ四十人を数えたが、すべて完全黙秘を貫き、奪還されている。大量逮捕は権力の敗北宣言であり、原則的に闘えば弾圧など恐れるに足りるものではないのだ。

法大での希代の大弾圧は、その目論みとは全く逆に、不屈に闘う存在を生み出した。弾圧を跳ね返し、不当処分撤回のためにとことん闘う決意を固めている。

付録

一、参照条文

1 日本国憲法

第二十一条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第三十三条【逮捕の要件】 何人も現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居の不可侵】①何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

②捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第三十六条【拷問及び残虐刑の禁止】 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十八条【自己に不利益な供述、自白の証拠能力】①何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

2 刑事訴訟法

〔捜索・押収〕

第百十三条【当事者の立会】①検察官、被告人又は弁護人は、

差押状又は捜索状の執行に立ち会うことができる。但し、身体の捜索を受けている被告人は、この限りではない。

第百十四条【責任者の立会】①公務所内で差押状又は捜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

②前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十五条【女子の身体の捜索と立会】女子の身体について捜索状の執行をする場合には成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りではない。

第百十六条【時刻の制限】①日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

②日没前に差押状又は捜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十九条【証明書の交付】捜索をした場合において、証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十三条【還付、仮還付】①押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

②押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

③前二項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

〔取調〕

第百九十八条【被疑者の出頭要求・取調】①検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

②前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、

自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

③被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

④前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

⑤被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

〔逮捕〕

第百九十九条【逮捕状による逮捕の要件】①検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、三十万円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

③検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発布があったときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百一条【逮捕状による逮捕の手続】①逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第二百三条【司法警察員の手続、検察官送致の時間の制限】

①司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手

続をしなければならない。

②前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

③前二項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百五条【司法警察員から送致を受けた検察官の手続・勾留請求の時間の制限】①検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取った時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

②前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

〔接見・交通〕

第三十九条【被告人・被疑者との接見交通】①身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人になろうとする者と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

②前項の接見又は授受については、法令で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

③検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。

第八十一条【接見交通の制限】裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する〈弁護人又は弁護人となろうとする〉者以外の者との接見を禁じ、又はこれを授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

〔勾留・保釈〕

第六十条【勾留の理由】 ①裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一　被告人が定まった住居を有しないとき。

二　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三　被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

第八十二条【勾留理由開示の請求】 ①勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

②勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

第八十三条【勾留の理由の開示】 ①勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。

第八十七条【勾留の取消】 ①勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十九条【必要的保釈】 保釈の請求があったときは、左の場合を除いて、これを許さなければならない。

一　被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二　被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三　被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五　被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加えこれらの畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六　被告人の氏名又は住居が判らないとき。

3　刑法

第百九十三条【公務員職権濫用】 公務員がその職権を濫用し

て、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第百九十四条【特別公務員職権濫用】 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第百九十五条【特別公務員暴行陵虐】 ①裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加害の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

②法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

4　軽犯罪法

第一条【罪】 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

十四　公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者

三十三　みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を壊した者

5　法廷等の秩序維持に関する法律

第二条【制裁】 ①裁判所又は裁判官（以下「裁判所」という）が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執った措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の科料に処し、又はこれを併科する。

②監置は、監置場に留置する。

二、全国の拘置所、刑務所、少年刑務所

拘置所・刑務所への差入は、所によって時間や制限が異なりますが、共通して差し入れられる物及び注意を挙げておき

ます。
〈衣　類〉下着、上着、オーバーは可。長靴下、帽子、フードないし紐付きの物は駄目。
〈寝　具〉掛け布団、敷き布団各一枚まで。シングル毛布、枕、パジャマ。
〈食　物〉指定売店の物でないと入らない。
〈現　金〉制限なし。
〈書　籍〉一度に入る冊数は制限される。
＊現金、衣類、寝具は郵送できます。手紙及び印刷物は全て検閲されます。

東京拘置所　住所　東京都葛飾区小菅1-35-1A　☎03-3690-6681

のりもの	東武伊勢崎線小菅駅下車７分 営団地下鉄千代田線綾瀬駅下車15分
面　　会	＊平日のみ　８時30分〜16時まで（11時30分〜13時までは昼休み） ＊１日１回同時に３人まで
差　　入	＊平日のみ　９時〜12時、13時〜15時30分 ＊食料品　　売店の物しか入らない ＊書　籍　　１日３冊（手持ちも３冊） ＊新　聞　　所内で朝日、読売新聞のどちらかを一紙を購買できる。 ＊現　金　　制限なし

全国の主な拘置所、刑務所、少年刑務所の連絡先

《拘置所》

札幌拘置支所	〒065-0043	札幌市東区苗穂町2-1-1-1	☎011-781-2211
室蘭拘置支所	〒050-0081	室蘭市日の出町1-18-4	☎0143-44-6740
仙台拘置支所	〒984-0825	仙台市若林区古城2-2-1	☎022-286-3111
福島拘置支所	〒960-8254	福島市南沢又字上原1	☎0245-57-2222
水戸拘置支所	〒310-0045	水戸市新原1-9-9	☎0292-51-4014
宇都宮拘置支所	〒320-0036	宇都宮市小幡1-1-9	☎0286-22-2657
松戸拘置支所	〒271-0076	松戸市岩瀬440	☎0473-62-2409
浦和拘置支所	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58	☎048-861-9146
東京拘置所	〒124-8565	東京都葛飾区小菅1-35-1A	☎03-3690-6681
八王子拘置支所	〒192-0046	八王子市明神町4-21-2	☎0426-42-7042
横浜拘置支所	〒233-8501	横浜市港南区港南4-2-3	☎045-842-0161
名古屋拘置所	〒461-8586	名古屋市東区白壁1-1	☎052-951-8586
京都拘置所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町138	☎075-681-0501
大阪拘置所	〒534-8585	大阪市都島区友渕町1-2-5	☎06-6921-0371
神戸拘置所	〒651-1124	神戸市北区ひよどり北町2-1	☎078-743-3663
広島拘置所	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-6	☎082-228-4851
高松拘置支所	〒760-0067	高松市松福町2-16-63	☎0878-21-6116
福岡拘置所	〒814-8503	福岡市早良区百道2-16-10	☎092-821-0636
小倉拘置支所	〒803-0816	北九州市小倉北区金田1-7-2	☎093-561-4638
那覇拘置所	〒900-0022	那覇市樋川1-14-2	☎098-832-4593

《刑務所》

札幌刑務所	〒007-8601	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	☎011-781-2011
旭川刑務所	〒071-8153	旭川市東鷹栖3線20-620	☎0166-57-2511
釧路刑務所	〒085-0833	釧路市宮本2-2-5	☎0154-41-0221
帯広刑務所	〒089-1192	帯広市別府町南13-33	☎0155-48-7111
網走刑務所	〒093-0088	網走市三眺	☎0152-43-3167
月形刑務所	〒061-0595	樺戸郡月形町1011	☎0126-53-3060
青森刑務所	〒030-0111	青森市荒川字藤戸88	☎017-739-2101
宮城刑務所	〒984-8523	仙台市若林区古城2-3-1	☎022-286-3111
秋田刑務所	〒010-0948	秋田市川尻新川町1-1	☎018-862-6581
山形刑務所	〒990-2162	山形市あけぼの2-1-1	☎023-686-2111
福島刑務所	〒960-8254	福島市南沢又字上原1	☎024-557-2222
栃木刑務所	〒328-8550	栃木市惣社町2484	☎0282-27-1885
黒羽刑務所	〒324-0293	大田原市寒井1466-2	☎0287-54-1191
前橋刑務所	〒371-0805	前橋市南町1-23-7	☎027-221-4247
千葉刑務所	〒264-8585	千葉市若葉区貝塚町192	☎043-231-1191
市原刑務所	〒290-0204	市原市磯ケ谷11-1	☎0436-36-2351
八王子医療刑務所	〒192-0904	八王子市子安町3-26-1	☎042-622-6188
府中刑務所	〒183-8523	府中市晴見町4-10	☎042-362-3101
横浜刑務所	〒233-8501	横浜市港南区港南4-2-2	☎045-842-0161
横須賀刑務所	〒239-0826	横須賀市長瀬3-12-3	☎046-842-4977
新潟刑務所	〒950-8721	新潟市山二ツ381-4	☎025-286-8221
甲府刑務所	〒400-0056	甲府市堀之内町500	☎055-241-8311

長野刑務所	〒382-8633	須坂市馬場町1200	☎026-245-0900
静岡刑務所	〒420-0801	静岡市葵区東千代田3-1-1	☎054-261-0117
富山刑務所	〒939-8251	富山市西荒屋285-1	☎076-429-3741
金沢刑務所	〒920-1182	金沢市田上町公1	☎076-231-4291
福井刑務所	〒918-8101	福井市一本木町52	☎0776-36-3220
岐阜刑務所	〒501-1183	岐阜市則松1-34-1	☎058-239-9821
笠松刑務所	〒501-6095	羽島郡笠松町中川町23	☎058-387-2175
岡崎医療刑務所	〒444-0823	岡崎市上地4-24-16	☎0564-51-9629
名古屋刑務所	〒470-0208	西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1	☎0561-36-2251
三重刑務所	〒514-0837	津市修成町16-1	☎059-228-2161
滋賀刑務所	〒520-8666	大津市大平1-1-1	☎077-537-3271
京都刑務所	〒607-8144	京都市山科区東野井ノ上町20	☎075-581-2171
大阪刑務所	〒590-0014	堺市堺区田出井町6-1	☎072-238-8261
大阪医療刑務所	〒590-0014	堺市堺区田出井8-80	☎072-228-0145
神戸刑務所	〒674-0061	明石市大久保町森田120	☎078-936-0911
加古川刑務所	〒675-0061	加古川市加古川町大野1530	☎079-424-3441
和歌山刑務所	〒640-8507	和歌山市加納383	☎073-471-2231
鳥取刑務所	〒680-1192	鳥取市下味野719	☎0857-53-4191
松江刑務所	〒690-8554	松江市西川津町67	☎0852-23-2222
岡山刑務所	〒701-2141	岡山市牟佐765	☎086-229-2531
広島刑務所	〒730-8651	広島市中区吉島町13-114	☎082-241-8601
山口刑務所	〒753-8525	山口市松美町3-75	☎083-922-1450
岩国刑務所	〒741-0061	岩国市錦見6-11-29	☎0827-41-0136
徳島刑務所	〒779-3133	徳島市入田町大久200-1	☎088-644-0111
高松刑務所	〒760-0067	高松市松福町2-16-63	☎087-821-6116
松山刑務所	〒791-0293	東温市見奈良1243-2	☎089-964-3355
高知刑務所	〒781-5101	高知市布師田3604-1	☎088-866-5454
北九州医療刑務所	〒802-0837	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	☎093-963-8131
福岡刑務所	〒811-2126	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	☎092-932-0395
麓刑務所	〒841-0084	鳥栖市山浦町2635	☎0942-82-2121
佐世保刑務所	〒859-3225	佐世保市浦川内町1	☎0956-38-4211
長崎刑務所	〒854-8650	諫早市小川町1650	☎0957-22-1330
熊本刑務所	〒862-0970	熊本市渡鹿7-12-1	☎096-364-3165
大分刑務所	〒870-8588	大分市大字畑中303	☎097-543-5177
宮崎刑務所	〒880-2293	宮崎市大字糸原4623	☎0985-41-1121
鹿児島刑務所	〒899-6193	姶良郡湧水町中津川1733	☎0995-75-2025
沖縄刑務所	〒901-1514	南城市知念字具志堅330	☎098-948-1096
《少年刑務所》			
函館少年刑務所	〒042-8639	函館市金堀町6-11	☎0138-51-0185
盛岡少年刑務所	〒020-0102	盛岡市上田字松屋敷11-11	☎019-662-9221
水戸少年刑務所	〒312-0033	ひたちなか市市毛847	☎029-272-2424
川越少年刑務所	〒350-1162	川越市南大塚1508	☎049-242-0222
松本少年刑務所	〒390-0871	松本市桐3-9-4	☎0263-32-3091
姫路少年刑務所	〒670-0028	姫路市岩端町438	☎079-296-1020
奈良少年刑務所	〒630-8102	奈良市般若寺町18	☎0742-22-4961
佐賀少年刑務所	〒840-0856	佐賀市新生町2-1	☎0952-24-3291

三、関係書式の様式

1 逮捕・勾留

①弁護人選任届
②休暇届
③差入許可願
④勾留理由開示請求書
⑤勾留状謄本交付請求書
⑥接見等禁止の一部解除申立

2 捜 索

①捜索差押許可状
②押収品目録交付書
③捜索証明書
④準抗告申立書

弁護人選出届

被疑者

上私に係る　　　　　　　　　　被疑事件につき、

弁護士　　　　　　　　　　氏を弁護人に選任しましたので

連署にて御届けします。

年　　　月　　　日

被疑者

弁護士

御中

休　暇　届

私はこの度（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）で

不当にも逮捕・勾留を受けました。

そのため就業の意思あるにもかかわらず、出勤できません。

近くこの勾留もとけると思いますので、とけ次第ただちに出勤

いたします。それまで休暇をとらせて頂きますのでよろしく御

配慮下さい。

上お届けいたします。

月　　　日

被疑者　　　　　　　　㊞

殿

上の旨、責任もって連絡いたします。

弁護士　　　　　　　　㊞

※配達証明で弁護士名で出すこと。

年　　月　　日勾留

差　入　許　可　願

被疑者

右の者は　　　　　　　　被疑事件について、接見等禁止中でありますが、下記のとおり被疑者に差し入れいたしたいので、ご許可願います。

記

一　差入をしようとする者

氏　名

年　齢

職　業

住　所

TEL　　　　（　　　　）

被疑者との続柄

二、差入するもの（具体的に）

年　　月　　日

住　所

TEL

上申請人　　　　　　㊞

地方裁判所

裁判官殿

※接見禁止中の書籍の差入は裁判所の許可が必要です。

勾留理由開示請求書

署　　　　　　　　号こと

被疑者

上の者に対する　　　　　　　　被疑事件につき、

勾留理由の開示を請求する。

年　　　月　　　日

被疑者

上弁護人

裁判所　　御中

勾留状謄本交付請求書

担当検察官　　　　　　　　　　　　　　（内線　　　　　　）
勾留日　　　　　月　　　　　日
在監場所　　□警察庁　　　　　　　　警察署・□東京拘置所
弁護士選任届は、
　　　　年　　　月　　　日に東京（地検・区検）に提出済

被疑者

生年月日　　　　年　　　　月　　　　日生

上記の者に対する　　　　　　　　　　被疑事件につき、

勾留状の執行を受けたので、その謄本を交付されたく請求する。

年　　　　月　　　　日

弁護人

事務所所在地

（電話番号　　　　—　　　　—　　　　）

東京地方裁判所刑事第14部　御中

弁護人選任届確認済			
検事へ連絡済		弁護士への連絡済	

請　　書

上記謄本を一通受理しました。

年　　　月　　　日

弁護士　　　　　　　　　　　　印

東京地方裁判所刑事第14部　御中

※東京地方裁判所では、刑事第14部が勾留の専門部になっています。
これは、そこで使われている書式です。

地方(または高等)裁判所刑事第　部(または第　刑事部)御中

接見等禁止の一部解除申立

(起訴罪名)被告事件　(公訴番号)平成　年(　)第　号

被告人名

年　月　日

被告人　㊞

(　拘置所在監)

上記事件につき、被告人　は、接見等禁止決定下にあるところ、下記の件につき、接見等禁止の一部を解除を申し立てる。

記

例　月　日　との面会

例　より、パンフレット　の差し入れ

例　より「　」で始まる　月　日付けの書信

捜索差押許可状

被疑者氏名及び年齢	年

右の者に対する　　　　　　被疑事件について、左記のとおり捜索及び差押えすることを許可する。

有効期間	平成　　年　　月　　日まで

右の期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

右の期間内であっても捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成　　年　　月　　日

裁判所

裁判官

請求者の官公職氏名	検察官	司法検察員	

捜索すべき場所、身体又は物

差し押さえるべき物

※2001年1月から横書きになっています。

押収品目録交付書

年　　月　　日

殿

警察署

司法　　　　　　㊞

本職は、次の被疑事件につき、　　年　　月　　日において、下記目録の物を押収したので、この目録を交付する。

被疑者	
罪　名	

押収品目録

品　　名	数　量	品　　名	数　量

捜 索 証 明 書

被疑者　　　　　　　　に対する　　　　　　　被疑事件につき、

年　　月　　日　　　　　　　において行った本職の

捜索については、証拠物又は没収すべきものがなかったことを

証明する。

年　　月　　日

警察署

司法警察員　　　　　　　　　㊞

殿

準 抗 告 申 立 書

被疑者○○の○○被疑事件につき、○○○○年○月○○日、警視庁○○警察署司法警察員○○○○が、○○○○に対してなした押収処分並びにその前提となった捜索差押許可状の発付に不服があるので準抗告を申し立てる。

○○○○年○月○日

○○都○○区○○町○○○丁目番地○—○○

電話○○—○○○○—○○○○

申立人　　○○○○　　押印

○○地方裁判所刑事部　御　中

申立の趣旨

一　被疑者○○事件につき、○○○○年○月○○日、警視庁○○警察署司法警察員○○○○が、○○○○に対してなした別紙押収品目録交付書記載の物件に対してなした差押を取り消す。

二　一記載の捜索差押処分の根拠となった捜索差押許可状の発付を取り消す。

三　警視庁○○署司法警察員○○○○は、別紙押収品目録交付書記載の物件を直ちに○○○○に返還せよとの決定を求める。

申立の理由

第一　本件捜索差押処分の存在

被疑者○○○○の○○被疑事件につき、○○○○年○月○○日、警視庁○○警察署司法警察員○○○○らは、東京都○○区○○○町○○○丁目番地○—○○）の○○○○（以下「申立人」という。）の居室に対し、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所発付の捜索差押許可状に基づき捜索を行い、別紙押収品目録交付書記載の物件に対して差押処分を行った。

第二　捜索・差押許可状発付の違憲・違法性

一　申立人は本件被疑事件とは何らの関係を有していない者であり、その居宅は、本件被疑事件と何らの関連性を有するとはおよそ考えられない場所であるにもかかわらず、捜索差押許可状が発付されているが、これは、刑

疑事件以後に作成等されたメモ類であり、本件被疑事件との関連性はおよそ認められないし、それ故に、差押の必要性も全く認められない物件である。

三　したがって、本件差押処分は、憲法第三十五条が住居等の不可侵を実現するために要求している「正当な理由」に基づく処分とは到底言えるものではなく、本件差押処分は違憲・違法な処分であるから、直ちに返還されなければならない。

第四　結　語

よって、本件捜索許可の裁判と本件差押処分は、いずれも憲法三五条に違反する違憲・違法なものであるから、別紙押収品目録記載の押収物は直ちに申立人に返還されるべきである。

添付書類

一　押収品目録交付書〇通
　　押収品目録

以上

※逮捕・家宅捜索令状110番作成の書式を参考にさせていただきました。

事訴訟法第二百二十条・百二条二項が、被告人以外の者の住居への捜索・差押に謙抑的でなければならないとの趣旨を規定していることに反する違法であり、裁判官が右のような捜索差押許可状を発付したこと自体が、「正当な理由」の存在を要求する憲法第三十五条にも反するものである。

二　なお、捜索に対する裁判については、現行法上直接準抗告を認めた規定は存在していないが、これを認めないと捜査終了直後にその捜索の違法性を明らかにして、その処分の救済を求める途は失われること、刑事訴訟法第四百二十九条一項二号が、「押収」と規定しているのは捜索・押収と考えるのが自然であること、「押収」や「勾留」「保釈」に関する裁判に対して準抗告を認めながら、それと同等に重要な処分である「捜索」の裁判に関して準抗告を認めないことは考えられないこと、許可状の発付も一種の命令であって裁判であり、「押収に関する裁判」に該当すると考えられること等の理由から準抗告は認められるべきである。

さらに、捜査機関が捜索差押を実施したときは、もはや捜索差押の裁判の取消を求める利益がないとの考えもありうるが、捜査機関の令状請求が違法であり、それを容れた捜索差押許可の裁判自体が違憲・違法であるような場合であっても、その違憲・違法性を全く問題にすることができないとすることは、憲法第三十五条が住居の不可侵やプライバシーを厚く保護しようとした趣旨を没却すると言わなければならない。

第三　本件差押処分の違憲・違法性

一　憲法三十五条は、住居等の不可侵を基本的人権の一つとして保障し、それを現実的に保障するために、司法的抑制としての令状主義を採用している。

この令状主義の最も最低限の要請は、捜査機関による無差別の捜索・押収を防止することにあった。すなわち、いわゆる一般令状の禁止がこれである。憲法第三十五条は、この一般令状禁止を具体化するために、「正当な理由」に基づいて発せられた「各別」の令状を要求した。

そして、その「正当な理由」とは、具体的には、犯罪の相当な嫌疑の存在、捜索場所並びに差押目的物と当該事件との関連性の存在、捜索・差押の必要性の存在を意味するものである。特に、本件差押処分ではの点が問題である。

二　すなわち、本件差押処分で差し押さえられた物件は、〇〇〇と、〇〇類であるが、そのほとんどが、本件被疑事件と全く関連性がないか、本件被

救援連絡センター規約

1 名称

救援連絡センターという。

2 事務所

本団体の事務所を下記住所に置く。
東京都港区新橋2丁目8番16号　石田ビル4階14号

3 目的

本団体は、
一、国家権力による、ただ一人の人民に対する基本的人権の侵害をも、全人民への弾圧であると見なす。
一、国家権力による弾圧に対しては、犠牲者の思想的信条、政治的見解のいかんを問わず、これを救援する。

との二大原則に基づき、全ての被弾圧者の人権を擁護する活動を行うことを目的とする。

4 組織

①構成　救援連絡センターの目的に賛同し、維持費を納める団体および個人をもって構成する。

5 運営

①総会　毎年1回総会を開き、必要に応じて臨時総会を開く。
　総会は、基本的な活動方針を決定し、運営委員を選任する。
②運営委員会　運営委員会は随時開いて、本センターの基本的な意志を決定し、仕事を統括し、活動に責任を負う。運営委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。
　運営委員会は、本センターの代表、代表弁護士、運営委員、監事、事務局長、事務局員を選任する。
③代表　代表は、本センターを代表する。
④事務局　数名の事務局員を置き、被弾圧者に対する適切

な法律的援助、月刊紙「救援」の発行、在監者への援助、情宣、カンパ活動、諸団体との連絡等、日常の業務を執行する。

6　**財政**

①会費、機関紙等購読料、寄付金をもってまかなう。
②会費は、月額1口1000円以上とする。

7　**会計・監査**

会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。監事は年1回会計監査を行い、その結果を総会へ報告する。

8　**規約の改正**

定時ないし臨時総会において、出席者の3分の2の賛成をもって本規約を改正することができる。

救援連絡センター発行物

救援

国家権力による弾圧の実態を暴露し、反弾圧救援運動を創り上げていくための救援連絡センターの機関紙。月毎の弾圧実態・救援組織の活動・裁判報告・獄中の実態・弾圧の諸相とその分析などを掲載。センターの財政は「救援」の購読料と協力会費、カンパから成り立っています。ぜひ定期購読して下さい。

毎月十日発行　タブロイド版八頁　三百円
(年間定期購読料四千五百円　密封五千円)
*協力会員（毎月一口一千円以上）の方にも「救援」を送ります。

救援縮刷版

救援運動十五年の歴史をまとめ上げた貴重な資料。「救援」本紙と共に、解説・年表・テーマ別索引付。

第1集（1968・12→1977・8）は絶版。
第2集（1977・9→1983・12）を六千円で発売中！

救援連絡センターへの道順

東京都港区新橋2-8-16　石田ビル４階
TEL 03-3591-1301　FAX 03-3591-3583

◆発行——————**救援連絡センター**
東京都港区新橋2−8−16　石田ビル4階
電話（03)3591-1301
ゴクイリ　イミオーイ
E-Mail:kyuen@lime.livedoor.com
http://kyuen.ld.infoseek.co.jp

カンパ●500円